

平成22年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成22年3月5日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成22年 3月 5日

22日間

至 平成22年 3月26日

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 4号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の制定について

第 5 議案第 5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 7号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例について

第11 議案第11号 京丹波町70あけぼの基金条例を廃止する条例の制定について

第12 議案第12号 京丹波町学校施設の設置条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第13号 京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第14号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 第15 議案第15号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第17号 町道の路線認定について
- 第18 議案第18号 町道の路線廃止について
- 第19 議案第19号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第20 議案第20号 平成22年度京丹波町一般会計予算
- 第21 議案第21号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第22 議案第22号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 第23 議案第23号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第24号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第25 議案第25号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第26 議案第26号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第27 議案第27号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第28 議案第28号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第29 議案第29号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第30 議案第30号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第31 議案第31号 平成22年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第32 議案第32号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第33 議案第33号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第34 議案第34号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第35 議案第35号 平成22年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第36 議案第36号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計予算

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

1番 横山 勲 君

2番 岩田 恵一 君

- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 教 育 長 寺 井 行 雄 君
- 会 計 管 理 者 岡 本 佐登美 君
- 参 事 田 端 耕 喜 君
- 瑞穂支所長 野 村 雅 浩 君
- 和知支所長 藤 田 真 君
- 総務課長 谷 俊 明 君
- 監理課長 山 田 洋 之 君
- 企画情報課長 岩 崎 弘 一 君
- 税務課長 稲 葉 出 君
- 住民課長 伴 田 邦 雄 君
- 保健福祉課長 堂 本 光 浩 君

子育て支援課長	山 田 由美子 君
地域医療課長	下伊豆 かおり 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水道課長	中 尾 達 也 君
教育次長	野 間 広 和 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長 澤 誠
書 記	石 田 武 史

開会 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さんおはようございます。

議員の皆様には、ますますご壮健でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番議員・山内武夫君、8番議員・東まさ子君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期の定例会の会期は、本日から3月26日までの22日間としたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月26日までの22日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第4号ほか32件です。

後日、町長から追加議案の提案があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

閉会中の3月2日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会は2月25日、26日に東京で開催されました全国町村議会広報研修会に参加され、研修をいただきました。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付いたしております。

本定例会の京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告します。

本日、本会議終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんは大変ご苦勞さんですがよろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第4、議案第4号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の制定についてから、日程第36、議案第36号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 異議なしと認めます。

これより日程第4、議案第4号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の制定についてから、日程第36、議案第36号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計予算までを一括議題とします。

町長の22年度施政方針及び議案の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 皆様、改めましておはようございます。皆様方にはそれぞれお健やかなご様子でいらっしゃることをまず心からお喜びを申し上げるものであります。

本日ここに、平成22年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用な中ご参集いただき、まことにありがとうございます。3月に入りまして一段と春の気配が感じられる今日この頃でございます。各位には日ごろから円滑な行政推進に大変ご協力をいただいておりますこと、ここに改めて心から厚く御礼を申し上げます。

今期定例会は町長に就任して3カ月余りが経過する中、初の当初予算を提案させていただくことになりました。現下の社会経済情勢は景気の回復傾向は見られるものの、一昨年秋のリーマンショック後の金融危機や世界不況による影響がいまだいえず、加えて円高や物価の持続的な下落、雇用環境の悪化などから景気の二番底も懸念されております。

こうした中、国は総額24兆円事業規模の景気対策を打ち出し、さらに新年度の国の一般

会計予算は子育て、雇用、環境、科学技術に重点を置き、前年度予算に対し4.2%増の9兆2,992億円が編成され、切れ目なく執行した上で、景気の着実な回復を図る予算とされております。

また、景気後退の影響は地方財政にも及んでおり、平成22年度の地方財政対策におきましては、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化などにより、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより財源不足が過去最高の規模1兆8,168億円（前年度1兆4,664億円）に拡大すると見込まれております。この不足分は赤字地方債と言われる臨時財政対策債を前年度比49.7%増額の7兆7,069億円を借り入れて補てんすることになり、地方にとっても借金に依存せざるを得ない厳しい状況となっております。

こうした国、地方の情勢を背景としつつ、私が掲げました「安心・活力・愛のあるまちづくり」をどう進めていくのか、その初年度に当たる平成22年度の町政運営の基本施策につきまして申し述べてまいりたいと存じます。

まずは、安心のあるまちづくりであります。

私は町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの第一歩は、地域医療を確かなものにする。そして、充実させていくことだと思っております。その一環として条例議案を提案させていただきましたが、医師確保奨学金等の貸与制度を設けることにより常勤医師を確保する条件を整えるとともに、京都府や府立医大との一層の連携を進めながら医師の確保と安心のある地域医療の確立に向けて努力してまいります。

地域包括医療を担う京丹波町病院は町民の皆さんが安心して利用できる、よりよい地域医療の確保を基本理念に置き、町立医療施設の中核的な役割を果たせるよう医師やスタッフの充実に努め、私たちの町の病院として親しみやすく利用しやすい病院を目指して取り組んでまいります。あわせて、4月から組織を改編して医療政策課を病院内に置き、町内全体の総合医療政策の拠点として取り組んでまいります。また、和知診療所においては引き続き非常勤医師の協力を得ながら、外来・訪問診療等を継続するとともに、昨年10月に開設した介護療養型老人保健施設との一体的な運用に努めてまいります。

次に、住民が健康で安全・安心に暮らして生きることができるとともに、生活習慣病対策として医療保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導や合併後、住民負担を無料に統一し、重点的に取り組んでおります住民健診の受診率向上に努めるとともに、乳幼児期から高齢者までそれぞれに応じた具体的な健康づくりの実践目標を定めた京丹波町健康プラン21に基づき、町民一人一人が主人公となって取り組む健康づくりを推進してま

います。

また、安心して医療が受けられるよう心身障害者や母子家庭等に対する医療費助成をはじめとして中学校卒業までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする子育て医療費助成制度や妊婦健診に必要とされる健診14回分をすべて公費負担とする制度拡充を継続してまいります。

さらに、介護保険事業の円滑な運営を継続するとともに、在宅高齢者への社会支援事業や障害者福祉サービスを推進し、高齢者や障害のある方がいつまでも住みなれた地域で安心した生活が送れるよう支援してまいります。

また、災害時要援護者の避難支援体制を確立するため、要援護者名簿のシステム化など戸別の支援計画策定に向けた取り組みを進めるとともに身近に支援できる自主防災組織の育成、備蓄物資の計画的な配備に努めてまいります。災害に強いまちづくりでは、22年度に全額国費による救助資機材搭載型消防車1台の配備が決定されており、あわせて消防団に配備しております消防ポンプ車や小型動力ポンプ付き積載車の更新を行うほか、防火水槽の整備など災害における機動的な救助活動や消火活動の体制整備を積極的に進めてまいります。

また、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、安心・安全な住環境の向上を図る木造住宅耐震診断事業を促進するとともに、22年度から耐震改修を実施される方への補助金交付制度を設けてまいります。

町営バスの運行につきましては厳しい運営状況ではありますが、4月から土曜運行を増設し、通学バスとして保護者の負担軽減や移動手段を持たない町民の皆さんの生活交通を確保してまいります。私は人が移動し交流するところに活性が生まれると思っております。閉じこもりがちなお年寄りにもっと出かけてほしい。人との交流を通じて、さらに生き生きと健康であり続けていただきたいと願っております。

次に、活力のあるまちづくりであります。

町の活力の源は元気で魅力ある産業振興であります。農林業関係につきましては、担い手の育成、特産物の振興、農村環境の保全、循環型農林業の推進、さらには有害鳥獣対策の強化を主要施策として農林業経営の向上に取り組んでまいりたいと思っております。まずは年々被害が増大する有害鳥獣対策を最重要課題に位置づけ、国の鳥獣被害防止総合支援事業を新たに導入するなど事業を拡充するとともに、捕獲の強化を図るため町域を越えた広域捕獲の実施、そして銃器狩猟免許の取得支援制度の拡充やシカ駆除に対する報奨単価の引き上げなど有害鳥獣対策を積極的に推進してまいります。

農業振興面では、農業機械の導入や施設整備、技術者指導などを通じて農業後継者や営農

組織、農業団体などの多様な担い手の育成を支援してまいります。

特産物振興対策としては、平成22年度から新たに始まる国の戸別所得補償モデル対策として特産物産地化等形成助成などの町単費事業の推進により、黒大豆、小豆などの丹波ブランドをはじめ、そば、京野菜、京かんざし（金時ニンジンの葉のついたもの）などの生産振興を図り、京丹波町の特産物としてブランド力を高めてまいります。主要作物である水稲は米の産地間競争が厳しい中で近隣市と連携しながら良食美米京都丹波米の生産を進めるなど、安全でおいしい米づくりの推進をしてまいります。

また、農地や森林など豊かな農村環境を保全し、さらには次代へ継承するため、引き続き中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業などによる地域ぐるみの活動を促進するとともに、住民などの組織による地域力（里力）の向上を目指した集落連携活動への支援に取り組んでまいります。

林業振興面では、国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止などの森林の持つ多面的機能を良好に維持し、あわせて林業所得の向上や林業団体の育成を図るため、間伐をはじめ狩猟実施区域の明確化作業など森林を整備する地域活動への支援、基幹林道等の整備を推進してまいります。また、間伐材等を利用した木質バイオマスエネルギーの研究に取り組むなど、耕畜連携による畜産堆肥の活用も含めた資源循環型農林業の推進を図ってまいります。

商工業（雇用）振興につきましては経済不況と厳しい雇用情勢の中で、引き続き商工会と連携した小規模商工業者等の育成や町単費事業である補給金制度による経営支援を図ることとしております。また、現下の経済情勢から離職を余儀なくされた方々の雇用を創出するため、国の緊急雇用対策事業を活用した就業機会の提供を図り、生活基盤の確保が図られるよう支援してまいります。

本年6月から京都縦貫自動車道が京都市内から本町まで無料化される予定であります。こうした中で多くの都市住民を本町へ呼び込むため、観光施設の適正な管理・運営はもとよりスポーツ、レクリエーション、伝統行事や野菜市など観光情報の一元化を図り、目的を持って訪れていただけるよう情報発信に努めてまいります。

次に、道路などの社会資本の整備につきましては安全で安心かつ利便性の向上を目指し、快適な住民生活の基盤、社会経済活動の動脈として位置づけ、その機能が果たせるよう本町総合計画に基づく均衡ある整備を進めてまいります。

国道関係につきましては、平成20年に国道478号丹波綾部道路、京丹波わちインターチェンジ以北が開通し、昨年10月には国道27号下山バイパスが供用されるなど、長期にわたる事業が着実に完成してまいりましたが、平成26年度の供用開始に向けて工事が進む

丹波綾部道路の円滑な推進、国道9号、27号の狭小区間の解消や歩道設置などといった課題も多く残っております。今後におきましても引き続き関係機関との連携を図りながら、事業の早期完成や新規事業化に向けた取り組みを強化してまいります。また、あわせて丹波綾部道路において計画されております丹波パーキングを地域振興に寄与する施設として活用できるよう調査研究に取り組んでまいります。

府道の関係につきましては事業化継続路線の早期完成を目指して、地元関係団体と連携した事業の推進を図り、未改良路線につきましては沿線住民の皆さんの声をお聞きする中で、ご理解とご協力をいただきながら、事業化に向けた取り組みを強く要望してまいります。

町道関係では、本町総合計画や地域からの要望を踏まえた上で現在の通行形態や利用状況を精査し、道路利用者の安全性の向上や利便性の向上につながる拡幅や改修事業を進めるとともに既存の道路寿命を延ばし、また、使いやすくするための維持管理事業や建設コストが高いとされる橋梁の寿命を延ばせるよう長寿命化修繕計画策定に向けた調査・点検を進めてまいります。

河川整備等につきましては、府管理河川であります高屋川等の改修事業が引き続き促進されるよう要望してまいります。

町管理河川では、平成18年度より進めております大倉谷川の河川付け替えについて、引き続き整備を図ってまいります。

また、府・町管理河川を含めた雑草繁茂期の河川管理は、河川愛護の観点から地元住民の皆さんのご協力をいただく中で適正な管理に努めるとともに安心・安全のための河川診断、パトロールを実施し、堆積土砂の除去など治水・防災上の観点からも府と協議・調整しながら適正な管理に努めてまいります。

昨年10月に本体工事に着手された畑川ダム建設事業につきましては、平成24年度の完成目標に向け関係機関等の連携を密に、積極的に取り組んでまいります。また、附帯するダム湖内のつけかえ林道や町道等の整備を引き続き実施するとともに、ダム直下流域や周辺整備につきましても地域の皆さんや関係者と協議・調整を行い、整備を図ってまいります。

ダムからの供給を受ける水道事業につきましては、現有施設における管理業務の徹底による安心・安全な水の供給を第一に、丹波・瑞穂地区及び和知地区の水道施設統合整備事業を引き続き促進してまいります。平成22年4月からは住民の皆様の深いご理解をいただきながら3カ年をかけて水道料金を統一し、町としての一体性を高め、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業では、平成23年度からの料金統一に向けて従量制による適正な料金体系を検

討するとともに、循環型社会の構築など水環境施策を推進するため、下水道施設の管理の徹底と施設整備事業の推進を図ってまいります。

次に、愛のあるまちづくりについてであります。

次代を担う子供たちの健やかな成長を支援するため、次世代育成支援後期行動計画を平成22年度よりスタートさせます。今後はこの後期行動計画を踏まえ、それぞれの関係機関と連携しながら短時保育事業、保育サービスの基盤を拡充した一時保育事業、発達支援事業の充実に努めてまいります。瑞穂地区における保育所建設につきましては、実施設計及び用地取得が完了し、平成23年度から新しい保育所でのスタートができるよう急ぎ準備を進めてまいります。また、保育所における耐震診断を実施し、安全の確保を図ってまいります。

今日の社会は少子高齢化の進行や国際化、情報化の目まぐるしい進展など変化の激しい時代を迎えております。このような中、本町の教育においても児童生徒一人一人が社会の変化に適切に対応しながら、新しい時代をたくましく切り開いていくため、確かな学力、確かな人間性、健康や体力の保持など生きる力を身につけられるように育てていくことが求められていると考えております。

学校教育では、小・中学校学習指導要領の改訂に伴う先行実施に合わせ、授業時間の確保、指導体制の充実を図ってまいります。また、学力の充実及び支援を要する児童生徒のため、町単費教員や指導員の配置を継続してまいります。さらに、小・中学校での演劇や音楽等の芸術鑑賞の取り組みや読書指導員等による読み聞かせ活動を実施し、豊かな心を育てる教育を推進してまいります。

瑞穂地区の統合のための小学校整備につきましては、平成23年4月開校に向け、地域や保護者の皆さんと連携を図り、準備を進めてまいります。瑞穂中学校の体育館等についても安心・安全な学校づくりを目指して改築を行うとともに、中学校の完全給食化に向けて取り組んでまいります。

さらに、保護者の就労や少子化に伴い需要が高まる学童保育事業では、小学校6年生までの受け入れに向けたアンケート調査を実施し、この結果による新たな施設整備も含め検討してまいります。

平成23年秋の第26回国民文化祭では、京丹波町として「伝えよう人形浄瑠璃の心」をサブテーマに見せる人形芝居フェスティバルを開催し、本町の伝統文化や特産品を全国に紹介する絶好の機会として諸準備を進めてまいります。また、文化の向上・発展に寄与された個人や団体を表彰する京丹波町文化賞表彰規定を定め、学術、芸術、教育文化などの振興発展を奨励してまいります。

本年は京丹波町が合併して5周年を迎えます。まちづくりの指針となる町民憲章や町民のシンボルとなる町の花、町の木、町の鳥などを制定し、町の一体感や連帯感を醸成確保し、町民の皆さんが郷土への愛着と誇りを持てるまちづくりを進めてまいります。また、町民の皆さんの要望や時代の変化に的確に対応した行政サービスの提供と活力ある地域づくりを支援するため、4月より企画政策課内に地域支援室を設け、さらにきめ細かな支援体制を整え、まちづくりの課題を共有し、信頼で結ばれ、手を携えて住民自治による活力ある地域づくりを積極的に支援してまいります。

美しい清らかな環境はだれもが望んでいるところであります。本町の豊かな自然や生活環境の保持のため、環境問題に関する啓発やリサイクル情報の提供に努めるとともに、ごみの減量化や再資源化に対する住民意識の高揚を図り、資源循環型のまちづくりと地球温暖化防止対策を推進してまいります。特に、22年度から住宅用太陽光発電システムの設置にかかわる補助制度を設け、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を促進してまいります。また、生ごみ等堆肥化容器購入助成や資源ごみ集団回収事業補助金制度の一層の普及に努め、具体的な取り組みを支援してまいります。

産業廃棄物については、事業者の責任において適切な処理が行われるよう関係機関と緊密な連携を図り、不法投棄等に対する監視を強め、町民の安全で快適な生活環境の維持に努めます。

最後になりましたが、これら施策の実現に向けては健全財政の維持、確保が不可欠であります。さきに述べたとおり、景気低迷の中にあって、ますます地方財政は借金依存から脱却できないでおります。少子化や高齢化が及ぼすさまざまな対策を講じるため、次々と打ち出されてきた介護保険や後期高齢者医療制度への負担、国の医療費抑制施策や医師不足が顕在化する中の地域医療のあり方、急務となった学校施設等の耐震化対策など近年新たに生じたこれらの課題に対応しつつ、町民の皆さんの要望にこたえていける健全財政への努力を怠ってはならないと考えております。

本町の課題であります地方債残高の削減につきましては、平成21年度までに9億7,000万円の繰上償還を行い、公債費償還額が着実に減少しております。交付税算入のある有利な地方債の活用や新規発行債の抑制による公債費負担の適正化を図り、行政改革大綱に掲げられた実質公債費比率18%以下の早期の達成を目指してまいります。

また、土地開発公社先行取得用地の債務縮小に向けた取り組みにつきましては、事業化による活用や処分について研究を重ねるとともに、これ以上利子負担が加算されることのないよう、利子相当額以上の買い戻しを計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、町民目線に立った信頼される行政を推進する上からも税負担の公平性を保ちながら、これまで以上に自主財源の確保に努めてまいらなければならないと思っております。このため昨年設立された京都地方税機構を十分に機能させ、京都府及び府内25市町村が連携し、納税者の利便性を図りながら徴収率の向上に努めてまいります。

あわせて、多様化した住民ニーズにこたえられる質の高い行政運営の執行のため、職員の資質向上をさらに図っていくことも重要であります。そのためには人事評価制度の導入など職員が常に問題意識と目標達成に向けた意欲を持ちながら、住民満足度の向上を目指して日々切磋琢磨していく姿勢や公平・公正で親切な対応に心がけるなど、人に優しく、ぬくもりを感じていただける組織風土の仕組みを構築してまいります。

以上、さまざまに申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現には私一人でなし得るものではございません。緊張感を持って誠実に、また堅実に意思決定機関である議会や町民の皆さんのご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいる所存であります。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、平成22年度の施政方針といたします。

続きまして、平成22年度の予算概要並びに提案理由について申し上げます。

一般会計予算の総額は96億6,900万円、前年度当初予算に比べ4.7%減額、病院事業を含む特別会計では介護保険事業や下水道事業の増額要因により77億3,565万円と、前年度対比1.1%の増額となっております。すべての会計を合わせますと、総額で174億465万円となり、前年度対比約3億9,255万円、2.2%の減額となりました。

それではまず、一般会計について費目ごとに特徴的なものについてご説明をいたします。

総務費では、財政健全化対策について引き続き積極的な取り組みを行うこととし、土地開発公社先行取得用地買い戻しのための繰出金に5,961万円、平成21年度から本格実施しております電子入札の対象拡大を図る経費に192万円、協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金や地域力向上事業助成金に合わせて434万円を計上いたしております。町営バスの土曜日運行の実施を図る経費を含め、町営バス運行事業特別会計への繰出金には4,330万円を計上いたしております。

また、平成22年度に鉄道開通100周年を迎えることから、和知地区をメインとした記念事業に300万円、町民憲章や町の花、木、鳥などの制定に31万円、ホームページのリニューアル経費に299万円を計上し、わかりやすく親しみやすい情報の積極的な発信を展開してまいります。その他継続的な事業では合併特例債を活用した振興基金積立事業に1億6,353万円を積み立てることとしております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の皆さんが住みなれた地域で安心して自立した日常生活を営むことができる環境づくりと児童福祉における次世代育成の充実・拡充に配慮した予算計上に努めたところであります。

まず、次代を担う子供の養育を社会全体で支援する観点から創設される子ども手当支給事業に2億3,784万円、障害者の自立支援事業に2億3,047万円、介護保険事業に2億3,983万円、昨年10月に開設いたしました介護療養型老人保健施設運営事業には5,389万円、後期高齢者医療広域連合に対する給付費負担金など関係経費に2億4,130万円を計上し、制度の円滑な運営を引き続き図ってまいります。

また、本町独自の取り組みとして発達支援事業に564万円を計上したほか、すこやか子育て祝金事業に800万円、子育て医療助成事業に4,207万円、保育所費には3億1,617万円を計上し、子育ての意義について理解が深められ、健やかな育成を支援することといたしております。

保健衛生費では、町民一人一人が健康寿命を延伸し、いつまでも健やかで心豊かな生活を送るために疾病の予防と早期発見が重要であり、住民負担無料の各種健診事業を安心して安全な妊娠・出産ができる体制の確保のため妊婦健康診査に764万円を計上したのをはじめ特定健康診査等事業に1,523万円、女性特有のがん検診推進事業に292万円、後期高齢者健康診査事業に709万円など保健事業費に8,058万円を計上いたしております。

予防費といたしまして新型インフルエンザ対策経費に490万円を計上いたしております。また、病院等の診療所費では病院建設事業債償還や和知診療所の病床転換に伴う診療所費からの拠出繰出金が減少となったことなど、前年度に比較して6,707万円減額の3億2,340万円を計上いたしております。また、新たに設ける医師確保奨学金等の貸与制度には奨学金貸付金として1名分180万円を計上したところであります。

環境保全地球温暖化などの重要な政策課題となっております環境衛生対策では、本年度から実施いたします住宅用太陽光発電システム設置費補助金に102万円を計上したほか、下水道会計の繰り出しを含め6,551万円、清掃費に船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして2億9,348万円、簡易水道費に3億2,151万円を計上いたしております。

労働費では、緊急経済生活支援対策事業に2,400万円を計上し、雇用の創出を図ってまいります。

次に、農林水産業費につきましては、中山間地域等直接支払事業に1億1,861万円、農地・水・環境保全向上対策事業に1,088万円を計上し、地域ぐるみの活動や営農への支援を行うとともに、農業機械導入をはじめとする農業振興事業に1,117万円、水田農

業構造改善対策助成事業に2,095万円を計上し、営農組織等の担い手育成や特産物の生産振興を図ってまいります。

情報基盤の整備につきましては、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、平成22年度も財政の健全性と有利な財源確保に留意しつつ、慎重に進めてまいりたいと考えております。22年度は居宅引き込み工事、IP告知システム工事を主なものとして3億2,422万円を計上いたしております。

林業費では、林業の担い手育成をはじめとする林業振興対策事業に1,386万円、森林整備地域活力支援事業に2,510万円を計上するとともに、森林管理道開設事業に3,720万円を計上し、森林の整備及び保全の推進を図ってまいります。有害鳥獣対策につきましては、農業費の有害鳥獣対策事業2,770万円に加え、さらに有害鳥獣捕獲事業として2,891万円を計上し、対策の強化を図ってまいります。

次に、商工費では、信用保証料等資金融資・利子への補給金730万円、商工会への小規模事業経営支援事業助成2,146万円を計上し、低迷する消費経済の影響を受ける中小企業への経営支援を行うこととしております。

次に、土木費では、畑川ダム建設促進に伴うダム関連事業に2,696万円を計上するとともに、道路新設改良費には継続事業も含め11路線の改良費を主なものとして、1億9,309万円、都市公園整備事業には5,820万円余りを計上したところであります。また、町道修繕等にかかわる維持管理事業では2,328万円を計上し、少しでも多くの要望にこたえられる予算計上としたところであります。

次に、消防費では、中部広域消防組合負担金2億3,661万円、消防団運営費に7,901万円のほか、消防操法大会訓練事業に481万円、防火水槽整備事業に3,400万円、消防車両更新計画に基づく消防車更新事業に4,360万円を計上し、安全・安心なまちづくり基盤整備を図ってまいります。

教育費では、総額で6億8,634万円を計上いたしております。小学校統合準備事業として、児童用机、いす購入や閉校記念誌発行経費などに1,220万円、学習支援教員等の配置に1,176万円、学校支援地域本部事業に98万円、国民文化祭の準備経費に43万円を計上したほか、それぞれの分野において必要となります学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上いたしたところであります。

次に、歳入についてであります。町税につきましては平成21年度の決算見込みから推計した収納見込み額と国が示しております地方財政計画の指標を検討の上、過大見積もりにならないよう精査を加え、計上したところであります。現下の経済情勢の中にあつて、町民

総所得の伸びは依然としてマイナス基調であり、加えて固定資産税や健康志向による町たばこ税の落ち込みにより、前年度対比2,902万円減額の16億2,242万円を計上いたしております。

譲与税、交付金関係につきましては平成21年度決算見込みや京都府の推計値をもとに算定いたしましたが、軒並み現年度を下回る見込みとなり、前年度対比860万円減額の4億2,890万円の計上となりました。

地方交付税では、平成13年度から通常収支の不足分を臨時財政対策債の発行に振り替えられてまいりましたが、平成19年度からさらに22年度まで同様の措置が継続されております。示されました地方財政計画では、規定加算とは別枠で1兆1,000億の加算となっておりますが、本町におきましては普通交付税の合併算定特例による一定額と地方再生対策費の算入1億7,435万円、新たな雇用対策地域支援活用臨時特例債1億2,769万円などを試算した基準財政需要額をベースとして算定し、特別交付税も含めた地方交付税全体としては補正財源の留保を含め、5,000万減額の47億円の計上といたしております。

このような厳しい状況であります。特定財源の確保と地方債発行の抑制に留意しながら、平成21年度の推移から見込める財源をほぼ満額計上することにより、4年連続して財政調整基金の取り崩しを抑え、後年度の財政需要に備えたところであります。長引く景気の低迷により個人所得も大きく減少している現状により、財源の確保が大変厳しい状況であります。削減を図りつつも選択と集中により、後退させてはならない住民生活に密着した行政水準の維持と健全財政の確保に十分留意し、執行に当たってまいり所存であります。議員各位、町民の皆様のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、特別会計につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計事業勘定では、18億3,832万6,000円を計上いたしております。国民健康保険は高齢化の進展による医療費の増加に加え、今日の経済情勢を反映した被保険者の負担能力の低下等により財政状態は危機的状況にあり、抜本的な制度改革が待たれるところであります。特に、国保税率の算定に当たっては安定的で持続可能な制度運営に向けて、平成22年度においても所要の税率改定を行うべきところであります。昨今の大変厳しい経済情勢や住民負担に配慮して据え置くこととし、医療費の適正化対策や収納率向上対策、また、特定健診・特定保健指導に取り組み、財政安定化と負担の公平性の確保を図ってまいります。

診療所勘定につきましては、和知診療所勘定2億3,370万円、和知歯科診療所勘定7,

090万円を計上いたしております。和知診療所勘定におきましては、当面、非常勤医師の協力を得ながら現体制の運営を継続し、引き続き病院とあわせて関係機関に対して医師確保の要望・要請に努めてまいります。

老人保健特別会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度への意向に伴い、平成20年3月診療分までの過誤、月おくれ請求の医療給付等に必要な予算として933万8,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては1億8,581万2,000円を計上いたしております。後期高齢者医療制度の保険料の決定、賦課や給付、診療報酬の支払いは京都府後期高齢者医療広域連合が行うことから、本会計につきましては広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。なお、本年度から実施します後期高齢者を対象とした人間ドック助成事業には187万7,000円を計上しております。一般会計からの繰入金につきましては、事務費及び低所得者の保険料軽減分を公費で補てん（4分の3が府、4分の1が町）するために行うものであります。

介護保険事業特別会計事業勘定では17億7,386万円を計上いたしております。平成23年度までの第4期介護保険事業計画に基づき、引き続き介護予防事業や地域支援事業の充実を図り、自立した日常生活を営めるよう真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供していくとともに、介護保険事業の円滑な推進と健全運営に努めてまいります。

サービス事業勘定では、地域包括支援センターを拠点に介護予防支援事業の推進を図ってまいります。

また、老人保健施設サービス勘定では1億2,471万円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、和知診療所の訪問機能と組み合わせて住宅復帰や在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

水道事業特別会計につきましては12億730万円を計上いたしております。施設の適正な管理を図るとともに必要となる施設整備を行い、安全で安定した給水環境の整備に努めてまいります。施設整備では、丹波・瑞穂地区では、本年度事業実施に至りませんでした戸津川地区の配水施設整備を中心に行うこととしております。畑川ダム関連では、建設工事にかかわります事業負担金として9,250万円を計上いたしております。また、未給水の開発団地への給水を目的とした調査を計画いたしております。和知地区では老朽管を更新し、水道施設の機能を高めるため、北部系統（西河内、下栗野地区）の管路網整備及び中央系統（坂原と安栖里地区）の流量計整備を行ってまいります。

下水道事業特別会計につきましては11億3,900万円を計上いたしております。使用

料の確保と施設の効率的な運営を図り、経費縮減に努めてまいります。

施設整備事業では、公共下水道下山処理区におきまして既存施設の延命化を目的とした管路の更生事業と農業集落排水施設におきまして、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開設により支障となります市森地区処理施設を解体し、須知地区処理施設への接続に向けた管路整備などを計画いたしております。

町営バス運行事業特別会計につきましては7,724万7,000円を計上し、安全運行を第一に、児童生徒の通学や町民の利便性の確保に努めてまいります。

国保京丹波町病院事業会計では収益的収入及び支出に8億5,302万2,000円、資本的収入1億1,202万2,000円、支出に1億1,964万3,000円を計上し、収支に不足する762万1,000円は過年度分損益勘定留保金で補てんすることといたしております。病院建設事業債の償還が本格化し、引き続き厳しい経営環境ではありますが、老朽化した医療機器を計画的に更新し、経営の健全化と保健・福祉・医療の連携強化を図るとともに、患者のニーズにこたえられる地域包括医療の推進に努めてまいります。

その他、土地取得特別会計につきましては土地開発公社からの山野草新生産園用地の買い戻しを主なものとして5,993万3,000円。育英資金給付事業特別会計につきましては育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、389万3,000円を計上いたしております。須知・高原・桧山・梅田・三ノ宮・質美財産区特別会計につきましては、財産の管理、住民団体への助成を中心として編成いたしましたものでございます。

以上、平成22年度当初予算につきましてはの概要説明とさせていただきます。

引き続きまして、条例等の議案につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第4号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の制定につきましては、全国的に課題として医師の確保が極めて困難な状況にある中、将来的に本町の町立医療機関において、医師として従事しようという学生、臨床研修医等に対して奨学金を月額15万円貸与し、一定の期間内に貸与相当期間を勤務した場合は、その貸付金の返還を免除するものであります。

議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、旧町単位に設置しております事業所を一事業所に統一し、運行管理の責任の所在を明確にし、運行管理体制の強化を図るもの。

議案第6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たに超勤、代休時間を定めるもの。

議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び議案第

8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職等の給与、期末手当について、引き続き支給額を10%減額するもの。

議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、月60時間を超えた時間外勤務手当の支給割合及び超勤、代休時間を定めることに伴うものであります。

議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、管理職手当について、引き続き支給額を10%の減額とするものであります。

議案第11号 京丹波町70あけぼの基金条例の廃止につきましては、設置に至った経過やその設置目的、そして現状のあり方を検討する中で、これを廃止するものとしております。

議案第12号 京丹波町学校施設の設置条例の一部を改正する条例につきましては、所在地番の変更と学校統合による新しい校名を瑞穂小学校と定めるものであります。

議案第13号 京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、住民の利用促進と施設の有効活用を図るもの。

議案第14号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例につきましては、設置場所の変更を行うもの。

議案第15号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、町が事業主体となる鳥獣対策事業の受益者分担金の徴収について規定するもの。

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、特産館「和」の指定管理者に財団法人和知ふるさと振興センターを指定するもの。

議案第17号 町道の路線認定につきましては、新たに7路線を認定し、議案第18号 町道の路線廃止につきましては、5路線を廃止するもの。

議案第19号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更につきましては、城南市町村税滞納整理組合の解散に伴うものであります。

以上、提案させていただく議案の説明とさせていただきます。

細部につきましては、所管する課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、平成21年度の補正予算等につきましては、後日、追加提案させていただきたく思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） それでは、ただいまから10時25分まで暫時休憩をいたしますので、

そのようにご理解ください。

休憩 午前 10時10分

再開 午前 10時25分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

補足説明を担当課長に求めます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） それでは、議案第4号、京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

先の町長の提案説明にございましたように、全国的な課題であります医師の確保につきましては、本町の京丹波町病院や和知診療所におきましても、直面するきわめて重要な課題となっております。

本条例は、京丹波町病院または和知診療所での勤務を希望される医師または医学生に対しまして、研修または就学に要する資金を貸与しようとするもので、そのことにより医師の養成と町立医療機関における医療の確保充実を図ろうとするものでございます。

京都府におきましては、既に19年度から地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例を制定し、京都府が指定する府内の公立病院など地域医療機関への勤務を希望する学生、臨床研修医等に対しまして奨学金を貸与し、その後、指定する医療機関で貸与相当期間を勤務した場合には、その返還を免除するという制度を設けられております。

また、京都府内における医師の偏在ということで、特に北部地域での医師不足がクローズアップされましたので、京丹後市、舞鶴市など北部の市町においても伊根町を除いて同様の制度をお持ちでございます。

今回の条例をお認めいただきますと、京都府の奨学金とあわせて受けることも可能となっておりますし、京都府の指定している病院の中には本町の京丹波町病院、和知診療所等も含まれておりますので、同じ医療機関での勤務において、両方の奨学金の返還が免除になることもございます。

それでは、条例の概要につきまして説明をさせていただきます。

本条例は全部で5条で構成しております。

第1条では、先ほど申しました趣旨、目的を、第2条では、用語の定義を定めております。

第3条では、貸与の対象及び方法を定めております。具体的には、対象者として専門研修、または臨床研修を受けている医師、大学院で医学を履修する課程に在学する医師、または大学の医学を履修する課程に在学する者としており、予算の範囲内において無利息で、規則で

定める額の奨学金を貸与するものでございます。規則では、奨学金の額を月額15万円としているところでございます。

第4条では、返還の免除について規定しております。

第1項第1号から第4号において、第3条で定めましたそれぞれの貸与の対象者ごとに、町立病院等に貸与相当期間を勤務された場合に奨学金の返還を免除することについて定め、実際の勤務に際しましては、それぞれ3年間の猶予期間を設けることとしております。

例えば、臨床研修医として2年間の貸与をお受けになった場合には臨床研修終了後、貸与期間の2年プラス3年の5年間の間に町立医療機関で2年間の勤務いただいた場合には返還免除となるということでございます。ただし、返還免除に必要な本町の医療機関での勤務が終了するまでの勤務先につきましては、府内の公的医療機関で勤務された場合に限りとし、民間病院に勤務された場合には奨学金の返還の対象となります。なお、府内の公立医療機関につきましては規則で定めることとしておりますが、具体的には市町村立の医療機関のほか日赤、社会保険病院、大学病院等を規定する予定でございます。

また、第1項第5号では、貸与対象者として、例えば臨床研修医と大学院生としての期間を重複して奨学金を受けられた場合、それぞれの貸与期間を通算した年数に3年間の猶予期間を加えた期間内に、貸与相当期間を町立医療機関で勤務していただいた場合に返還を免除することとし、同様に、返還免除に必要な町立医療機関での勤務が終了するまでの勤務先につきましては府内の公的医療機関に限定する規定を設けております。

第5条では、条例の施行に関しまして、規則への委任を規定しております。

最後に、附則で本条例の施行日を平成22年4月1日とするものでございます。

今後、奨学生の募集に関しましてはお認めをいただいた後、募集要項等を定めて取り組んでいきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第4号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例についての説明とさせていただきます。ご審議の上、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 続きまして、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

改正箇所は議案書の新旧対照表のとおりでございますが、このたびの条例改正は旧町単位で設置してまいりましたバス事業所を一つに統一しようとするものでございます。

本町の町営バスは道路運送法第79条に規定する国土交通大臣の登録を受けまして、自家用バスを有償で運行しているものでありまして、旧町のバス事業所をそのまま京丹波町町営

バス運行事業の事務所として登録しております。この事業所にはそれぞれに責任者を置かなければならないことから安全管理等にも差異がございまして、また、指揮系統につきましても完全なものとは言えませんでした。したがって、3カ所の事業所を役場内に設置する一事業所に統一いたしまして、運行管理の責任の所在を明確にして、さらなる運行管理体制の強化を図るものでございます。

なお、施行日に関しましては、22年の4月1日からということっております。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第6号の京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げたいと存じますが、今回の改正につきましては議案第9号の京丹波町職員の給与に関する条例の一部改正と関連をいたしておりますのと、上位の法律に準じております関係上、改正条文が大変難解な表現になっておりますので、お手元に本日配付をさせていただきましたが、一枚物の議案第6号及び議案第9号の資料に基づきまして、この2議案あわせまして説明をさせていただきたいと存じます。本2議案とも労働基準法の改正に基づきまして、国の一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準じての条例改正をお願いをいたすものでございます。

まず、この資料をごらんいただきまして、議案第6号の改正の要点でございますけれども、超勤代休時間を定めるものでございます。この超勤代休時間と申しますのは月60時間を超える時間外勤務を対象にいたしまして、代休時間を指定することができるというふうになるところでございまして、この代休時間の算定方法につきましては、60時間を超えた時間掛ける100分の25で算定することとなっております。いわゆる超えた時間の4分の1の時間が代休時間として指定できるということでございます。ただし、職員が希望しない場合は指定をしないということになっております。

それから、関連いたします議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の改正でございますけれども、これにつきましては月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合、それから先ほどの超勤代休時間との調整を規定するものでございます。

まず、改正前の時間外勤務手当の算出でございますけれども、これは給与の1時間当たりの単価掛ける100分の125掛ける時間外の勤務時間ということで算定をしてきたわけでございますけれども、改正後の時間外勤務手当の算出につきましては、60時間までは改正前と同様に100分125、それから、60時間を超える時間については100分の150を掛けての算出となるところでございます。ただし、第6号の超勤代休時間を取得した場合

については、60時間を超える時間外の算出については従来どおりの改正前の100分の125をもって計算をするということになっております。

詳しくは、この具体例を見ていただければいいかと思うんですけれども、給与の1時間当たりの単価1,500円の職員が月76時間、時間外を行った場合の具体例を挙げております。議案第6号については、この場合においては超勤代休時間を4時間取得することができるというふうになりますのと、議案第9号におきまして、60時間を超える16時間については100分の150の時間外勤務手当3万6,000円と計算がなされるということになります。ただし、議案第9号の4項に基づきまして代休時間をとった場合は、その16時間分の時間外手当については従来どおりの計算で算出した額しか支給しないということになるわけございまして、この下の図表でございますけれども、この網かけの部分の議案第6号で言うところの超勤代休時間4時間を取得するか、もしくは議案第9号の時間外手当の加算分を手当としてもらうかという、どちらかを選択するという形になるところでございます。

以上、議案第6号と第9号の補足説明とさせていただきます。

それから、議案に戻っていただきまして、第7号の京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

続いての議案第8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町長の提案理由にもございましたように、現下の厳しい財政状況にかんがみまして、引き続いて本年4月より23年3月までの給料月額及び期末手当について100分の10の減額を行おうとするものがございます。

試算いたしました額につきましては、7号、8号合わせまして474万余りのカット額でございます。

それから、次の議案第10号でございますけれども、京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例におきましても管理職手当の支給額を4月から23年の3月まで100分の10の減額を引き続き行うものでございます。現状の職員で試算をいたしますと約136万円余りのカット額でございます。

次に、議案第11号 京丹波町70あけぼの基金条例を廃止する条理の制定についてでございます。

この基金は旧丹波町におきまして平成4年3月に設けた基金でございます。70あけぼの基金という名称を用いております、その設置目的が基金名だけでは読み取れないことと存じますが、少しその設置に至る経過等を申し上げさせていただきます。この基金は昭和60

年、当時の丹波町で同和問題の解決のために10年間という期限目標、これが当時で言えば昭和70年までという期間を定めてということになります。行政の最優先課題として町内の総力を挙げて同和地区の完全解放を主体に、あらゆる差別の根絶を図るため70年解放総合計画というものが策定をされまして、差別根絶に向けたさまざまな諸施策が集中的に展開されたところでございます。

当時は地域改善対策特別措置法という時限立法ではありましたが、国の有利な補助制度や起債の措置を受けながら事業が展開されました。この70年解放のもう一つの目的といたしましては、この特別な補助制度で区別しながら事業を展開するべきではない、同和地区の特別扱いも廃止し、可能な限り町内全域同様の一般事業として行うべきであるという精神もあわせ持った考え方のもとに進められたものでございます。

したがって、昭和70年、平成に直しますと平成7年になるわけでございますけれども、このときが到来したときには国の特別制度があっても町内区別なく一般施策として事業を行っていく。そして、これは事実として実行されたところでございます。ただ、この10年間ですべての事業が終えることができるのか。また、残った事業の財源をどう調達するのかということも含めまして、これらに対応するための財源として平成4年に基金が設けられた経過を持ちます。

積み立てられた額は1億円でございます。ただ、先ほど申し上げましたように残事業などに取り崩しを行いまして、20年度の決算での基金額は2,623万円余りとなっております。現在では、この70年解放計画は終了しておりますことや、残事業という位置づけで事業を行っているものではなくて、京丹波町全体としてのまちづくりの中で区別なく事業を行っているものでございますので、本基金を廃止をさせていただいて、本町のまちづくり基金であります振興基金に積みかえまして、有効に活用するという考え方で提案をさせていただくものでございます。

以上、議案第6号から第11号までの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 議案第12号 京丹波町学校施設の設置条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、地番合筆による学校一表記の変更及び瑞穂地区の小中学校統合による新校名を定めるための改正をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表にてご説明を申し上げます。

下段から2行目、瑞穂中学校の位置につきまして、17番地を6番地に改めるものです。

昭和33年10月20日に当該地を桧山財産区より贈与を受けた際、段ノ垣内17番地を含む24筆を6番地に合筆されていましたが、学校代表番地の訂正が行われず現在に至っていたしましたので、改正をお願いするものです。

次に、第2条関係の表中、中段の桧山小学校、明俊小学校、三ノ宮小学校、質美小学校の名称を瑞穂小学校に改め、位置を京丹波町橋爪桧山118番地に改めるものです。このことにつきましては、瑞穂地域4小学校を平成23年4月に統合することで現在、事務事業を進めているところでございますが、2月8日の第4回瑞穂地区統合小学校準備委員会におきまして、一般公募をしました校名131候補の中から、最初、準備委員が各自1候補を選定し7候補を選び、さらに2候補に絞り込み、慎重にご審議をいただき、最終的にみずみずしい稲穂という言葉の意味から、未来を担う若人が学ぶ場の名称にふさわしいとの理由により、統合小学校の名称が漢字の瑞穂小学校選定されました。

なお、第2条の瑞穂小学校の名称、位置の規定につきましては、平成23年4月1日施行でお願いをするものです。

続きまして、議案第13号 京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、町内に設置しています6公民館の利用について、さらなる住民の利用促進と施設の有効活用等を図るため改正をお願いするものです。

1ページをめくっていただき、新旧対照表にてご説明を申し上げます。

旧条例第3条において、開放の範囲として同条1号中、町内に事務所を有する社会教育団体及び公民館の目的達成に協力する団体並びに機関、同条2号において、「その他教育委員会が認めた団体及び機関と限定をされていたため、新第3条を公民館の利用とし、公民館は法第20条に定める公民館の目的に反しない限りにおいて、一般の利用に供するものとする」に改め、第4条、使用の許可及び制限については第3条の改正に伴い、新第4条1号を「公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあるとき」、2号を「この条例、または、これに基づく規則、条件、指示に違反するとき」、3号を「施設または附帯設備、その他器具備品等を棄損し、または滅失するおそれがあると認められたとき」、4号を「法第23条の規定に抵触するとき」、5号を「前各号に規定するほか、教育委員会が特にその使用を不相当と認めるとき」に改め、広く一般の利用に対応した改正をお願いするものです。

続きまして、議案第14号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明させていただきます。

提案理由といたしましては、学童保育事業実施場所の移転に伴い、所要の改正をお願いするものです。

1 ページめくっていただきまして、新旧対照表にてご説明を申し上げます。

和知地区で実施をしていますのびのび児童クラブ3組の実施場所を現行の旧関西電力株式会社和知営業所から和知小学校内に移転をすることから、位置につきまして宮ノ下3番地を安田7番地に改正をお願いするものです。

以上、ご審議いただき、原案にご賛同賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 議案第15号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

本町は、鳥獣被害対策といたしまして被害防止施設の設置について、平成21年度までは府単独の補助事業を活用しまして、施設を設置された営農組織等に対し補助金を交付する仕組みをとってまいりました。年々被害が急増し、全国的に深刻な問題となってきていることから、国におきましても鳥獣被害防止対策についての補助事業が設けられております。

本町といたしましては財源確保を確実なものとして、効果的に事業が実施できるよう平成22年度からは国庫補助事業も取り入れまして、従来からの補助金交付と並行しながら対策の強化を行うこととして、当初予算においても事業費の計上をお願いしているところでございます。国庫補助事業におきましては事業主体が市町村となりますことから、事業に伴う受益者の一部負担として分担金を徴収させていただこうとするものでございます。

議案の2枚目、新旧対照表をごらんください。

以上の理由から条例第2条に規定しております受益者分担金の対象となる農林施設事業という定義に鳥獣対策事業を追加するものでございます。

続きまして、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定につきまして補足説明をさせていただきます。

特産館「和」は農林産物の直売、食材としての利用など、この施設を拠点として、旧和知町の産業の活性化を推進することを目的として設置されたものでございます。施設の管理につきましては財団法人和知ふるさと振興センターに、平成10年の開設当時から平成19年度まで管理を委託してきました。平成19年4月からは指定管理者制度を導入し、和知ふるさと振興センターに特例による指定管理者として管理をお世話になっているところでございます。

指定管理の期間が平成22年3月31日をもって終了することから「京丹波町公の施設の

指定管理の指定の手続に関する条例第5条第1項第3号の規定、施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要と認めるとき」という規定を適用いたしまして、引き続き特例により、和知ふるさと振興センターを指定管理者に指定することをお願いするものでございます。

和知ふるさと振興センターは旧和知町におきまして都市住民との交流、特産品の開発販売、観光事業の推進と農林水産業等地場産業の振興など幅広い活動を行っておりまして、豊かで活力ある農村社会の創造と住民福祉の向上を図ることを目的として、和知町をはじめ和知町農業協同組合、和知町森林組合が出資して、昭和63年6月に設置された公益法人であります。

主な事業業務といたしましては、特産館「和」の管理運営のほか、中山間地域の農業の担い手として農作業受託事業、道路情報センター等の国土交通省の道の駅施設の管理、和知山野草の森の管理などがございます。

今回、公募を行わず、特例を適用する理由といたしましては、和知ふるさと振興センターのご努力により、特産館「和」は和知地域の特産物販売や野菜市など地元住民の利用はもちろん都市住民との交流拠点としまして、当初から町内外多くの人々から人気を博し、健全な経営状況を維持されております。平成20年9月の京都縦貫自動車道京丹波町和知インターの供用開始後は、以前にも増して大勢の来店客でにぎわっているところでございます。

このような中で地元住民の収入の増、生きがいつくり、農林水産業を中心とした地域の振興発展、さらには雇用の確保に貢献していただいております。特産館「和」に寄せる地域住民の期待は大きいものがあります。引き続き和知ふるさと振興センターに管理をお世話になることが最適であると判断させていただきました。

また、指定管理の期間を3年とさせていただきます。これは4年後に新公益法人法が適用され、新公益法人として現在の財団法人の再編を行う必要があることや社会情勢変化による影響などを勘案しまして、指定管理の区切りといたしましては3年後が適当であると判断させていただいたところでございます。

以上、議案第15号及び第16号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは、議案第17号並びに18号について補足説明をさせていただきます。なお、両議案につきましては関連いたしますので、議案第18号の町道の路線廃止から説明をさせていただきます。

まず、議案書の次の箇所図をご確認ください。

町道鳥谷線につきましては、質志地内の国道173号と町道質志戸津川線との中間の位置関係にあります。国道や町道の改良並びに町道の災害復旧により一般交通の用に供する必要がなくなったと判断し、廃止をお願いするものでございます。

次の箇所図をご確認ください。

楡山大朴地内の町道楡山塩谷線と町道楡山小学校線につきましては楡山小学校を經由する町道であり、その一部が統合小学校の学校用地として計画されていますので、新たに路線認定を行う必要があるため、廃止についてお願いするものでございます。

次の箇所図をご確認ください。

和田地内の町道田中垣内線と次の箇所図にあります市場、大倉地内の町道家田野小屋線につきましては計画路線の全区間完成に伴い、新たに路線認定を行うため、廃止についてお願いするものでございます。

次に、議案第17号の町道の路線認定について説明させていただきます。

議案書の次の箇所図をご確認ください。

町道豊田栗谷線につきましては中台地内の道路であり、現在、整備中の国道478号丹波綾部道路の工事用道路として拡幅される町道中台来光田線と府道楡山須知線を結ぶ路線であり、一般車両の通行の増加が予想されることから交通の流れに沿う必要があるため、新規認定をお願いするものでございます。

次の箇所図をご確認ください。

町道市森山ノ神線につきましては、市森地内の町道須知市森線と町道須知市森栃本線を連絡する道路であり、次の箇所図の町道市森笹田線につきましても町道須知市森線と町道須知市森桃根線を連絡する道路であり、工事完了後の台帳整備に伴い、今回認定をお願いするものでございます。

なお、町道市森山ノ神線につきましては、将来、丹波インターチェンジの拡張整備に伴い、国土交通省において改築工事が予定されているため、今回暫定的に認定をお願いするものでございます。

次の箇所図をご確認ください。

先ほど廃止についてお願いいたしました町道田中垣内線につきましては、国道9号から町道大朴橋爪線までの全区間完了に伴い、改めて認定をお願いするものでございます。

次の箇所図をご確認ください。

町道楡山塩谷線と町道楡山小学校線につきましても先ほど廃止についてお願いしましたと

おり、終点箇所及び認定延長の変更が生じるため、新たに認定をお願いするものでございます。

最後の箇所図をご確認ください。

町道家田野小屋線につきましては、市場大倉地内において、国道27号線とヒヨ谷地内を連絡する道路であり、工事完了後の台帳整備に伴い認定をお願いするものでございます。

以上、議案第17号並びに18号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第19号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組規約の変更について補足説明を申し上げます。

本規約の変更につきましては、昨年設立をされました京都地方税機構の設立に伴いまして、城南市町村税滞納整理組合が解散をされたところでございます。したがって、地方自治法の規定により、この組合を規約から削ろうとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第19号の説明とさせていただきます。

次に、議案第20号 平成22年度京丹波町一般会計予算について補足説明を申し上げます。

今回の一般会計の当初予算につきましては、総額を9億6,900万円と定めさせていただきます。

少しページをめくっていただきまして、第1表については後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。

10ページでございますが、第2表の地方債でございます。

それぞれの歳出事業の財源として発行させていただくもの、あるいは臨時財政対策債の発行をお願いしているものでございます。

総額につきましては12ページの下段でございますが、10億2,750万円の発行をお願いするものでございます。対前年度比4億590万円の減額となっております。

発行額のうち5億1,280万円は交付税の振替措置であります臨時財政対策債、また、これらに係りますすべての地方債の発行額の交付税の算入額でございますが、8億3,613万円を推計をいたしているところでございます。率にいたしまして81.4%の算入率となるところでございます。

次に、さらにページをめくっていただきまして、事項別明細書の歳入の5ページ、町税で

ございますが、まず、町民税の均等割でございますけれども、税率は3,000円、納税義務者は7,143人を見込みましたのと、それから家屋敷分500円をもとに推計をいたしまして、個人均等割については2,224万円余りの計上といたしております。

個人の所得割につきましては税率6%課税でございますが、まず、課税の基礎となります総所得の伸びでございますが、これまでの伸びの経過、あるいは現状の経済状況などを勘案いたしまして、前年度対比マイナス2.8%といたしまして課税標準額を推計いたしましたところでございます。

またあわせまして、住宅ローン控除による減収723万円余りも加えたところでございます。この住宅ローン控除は平成20年度から適用がなされたところでございますが、所得税で引き切れなかった控除分を町民税から控除するということになっております。

以上のような要素を含めまして、個人町民税の現年度分については1,718万円余り減額となる4億7,671万円余りの計上といたしております。

それから、その下の法人税でございますけれども、均等割につきましては372法人を見込んでの計上といたしております。

法人税割につきましては、21年度の決算見込み額、それから地方財政計画の伸び率、昨年の秋以降の世界的な経済情勢の減速等を勘案いたしまして、決算見込みからはマイナス15.8%した推計といたしております。額にいたしまして4,990万円の計上といたしたところでございます。

固定資産税につきましては土地価格の平成22年度総評価見込み額をもとに推計したものでございまして、地価下落による減収を見込まざるを得ない状況でございます。

償却資産につきましては新たな設備投資は現状としては見込まず、21年度の決算見込みから資産の原価率、これがマイナスの4.2%を算入して推計をいたしまして、固定資産税の現年度の総額につきましては8億7,448万円余りを計上いたしましたところでございます。

次に、6ページの軽自動車税でございますけれども、課税台数が1万1,303台をもとに推計をいたしたものでございます。

その次の町たばこ税でございますが、21年度の申告状況から推計いたします402万円余り減額の9,039万円を計上いたしております。

たばこ税率でございますけれども、1,000本当たり3,298円となっております。

以下、中段の譲与税各種の交付金が続くわけでございますが、21年度の決算見込み及び22年度の京都府の試算値をもとに過大計上にならないよう検討の上、計上したものでございます。

なお、6ページ中段の地方揮発油譲与税でございますが、道路特定財源の一般財源化に伴いまして名称が改められたことにより、7ページ上段の地方譲与税の費目を廃項として計上がえをいたしておるところでございます。

経済情勢を反映いたしまして残念なことではございますけれども、以下7ページから8ページにかけて地方特例交付金を除いて、すべての費目で前年度に比べまして減額計上とならざるを得ない状況でございます。

8ページの下段、地方交付税に関しましては、基準財政額の考え方でございますけれども、まずは20年度から地方再生対策費というのが算入されております。

それから新たに雇用対策地域資源活用臨時特例費というものが算入をされるということになっておりますが、21年度に地域雇用創出推進費という算入があったわけでございますが、この分がすべて算入がなくなったというような状況でございます。

さらに、例年どおり臨時財政対策債の借り入れに振りかえなければならないという状況が生じております。

22年度の当初予算には追加の財政事情に答える留保も必要であろうかということで少し留保いたしましたけれども、今回当初予算に計上させていただいたのは43億円でございます。なお、特別交付税につきましても21年度の4億5,000万円減額の4億円の計上とさせていただいております。

次に、9ページ以降からの特定財源等の関係につきましては、それぞれ積算の根拠と説明欄に明示をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

少し飛びますが、35ページでございます。

これの基金の繰入金でございます。上段に先行取得用地対策基金繰入金を計上させていただいておりますが、本年度は5,961万8,000円計上させていただいたところでございます。昨年度は1億6,279万5,000円ということで保育所の建設用地のための基金の繰り入れをお願いしたところでございますが、今年度につきましては町長からも提案説明がございましたように、和知山野草の森の土地開発公社の用地の買い戻しに必要な財源として繰り入れをお願いしておるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、歳入予算の説明とさせていただきまして、次に、歳出の説明とさせていただきます。

42ページから歳出予算を記載をさせていただいておりますが、ページをめくっていただきまして、まずは48ページでございます。

この総務管理費の財産管理費の関係でございますが、ただいま歳入で申し上げました一番

下段にございますように、土地取得特別会計繰出金事業ということで土地開発公社からの買い戻しに係ります予算の執行については土地取得特別会計で行いますことから、そちらの会計への繰出金を計上させていただいております。

それから49ページの企画費の関係でございますが、前年度に比べまして6,552万円余りの大きな減額となっております。これにつきましては昨年度まで山陰線の京都園部間の複線化の補助金、前年度では6,722万円余りの計上があったわけでございますが、こういったものが皆減額になった要因でございます。なお、この事業項目の一番下にございます鉄道開通100周年記念事業ということで実行委員会への助成300万円を新たに盛り込んでおるところでございます。

次に、少しページを飛ばさせていただきますが、53ページでございます。

ここの諸費でございますが、前年度対比688万円余りの増額とさせていただいております。

グリーンランドみずほの管理運営事業ということで、右の欄の工事請負費に628万円を計上させていただいております。グリーンランドの施設等の改修工事192万8,000円につきましてはコテージの改修経費でございます。それから、新たにグラウンドゴルフ場を拡張するという部分での工事費に490万円を計上させていただいたところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして55ページの地域振興事業費でございますが、協働のまちづくり事業499万8,000円を計上させていただいたところでございます。これにつきましても負担金補助及び交付金のところをごらんいただきたいと思いますが、住民自治組織まちづくり交付金ということで14団体、これは1団体均等割20万円、それから人口加算ということで1人当たり50円を計算をさせていただいて、364万8,000円の計上とさせていただいております。

それから、その下段の地域力向上事業補助金70万円でございますが、これは1団体5万円を限度として14団体分を計上させていただいたところでございます。

その下の財産管理費の関係でございますが、事業項目ホームページの運用管理事業349万6,000円でございますが、この中に町のホームページのリニューアル、こういった経費を290万円含んでの計上とさせていただいております。

次に、少しページをめくっていただくわけでございますが、59ページでございます。

徴税費の賦課徴収費でございます。対前年度2,281万9,000円の増額となっております。新たに計上させていただいたのは委託料のところの最下段の標準宅地鑑定評価業務委託料、これは平成24年の評価替えの準備経費として650万円を計上

させていただいたものでございます。

それから、もう一つは60ページでございますが、これの負担金補助及び交付金で一番下段、京都地方税機構負担金1,471万3,000円の計上をさせていただいたものでございます。

以下62ページの選挙費、63ページ以下にもわたるわけでございますが、今年度執行されます参議院議員の通常選挙、京都府知事選挙の経費を新たに計上をさせていただいております。

それから65ページの統計調査費でございますが、事業項目の最下段に国勢調査事業ということで、5年に一度の国勢調査の年になっておるところでございますので、これらに係る経費を主なものとして統計調査費には計上をさせていただいたものでございます。

それから、ページをめくっていただいて67ページでございます。

社会福祉費の関係でございますが、事業項目、67ページの上段、災害時等要援護者支援事業ということで367万5,000円の新規の計上をさせていただいております。これも町長の提案説明にもございましたように災害時の要援護者、これの名簿のシステム化を図ろうとするものでございます。名簿につきましては、この21年度中に一定整理ができるように行っているところでございます。

それから少しページが飛びますが、69ページでございます。

障害者福祉費ということで、対前年度4,124万余りの増額となっております。特に、やはり伸びが大きいものとしたしましては障害者自立支援事業の給付費の伸びによるところが大きく、ここの障害者自立支援事業だけをとってみましても3,800万円余り前年度よりも増額して計上となったところでございます。

次に、71ページからの老人福祉費でございます。

この老人福祉費につきましても対前年度5,532万円余りの増額となるところでございまして、72ページにも出てまいりますけれども、この事業項目の最下段でございますが、昨年10月からの老人保健福祉施設サービス勘定の繰出金ということで、新たに繰り出しを新規計上させていただいております。介護保険特別会計への繰り出しでございまして、老人保健施設の運営に充てるものでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、74ページの児童福祉総務費の関係でございます。

この事業項目に2段、一つは子ども手当支給事業ということで2億3,784万円余り。それから児童手当支給事業が1,710万円を計上させていただいております。22年の4

月から子ども手当の支給事業が開始されるわけですが、従来の児童手当、これが支給月が6月と10月と2月ということになっておりまして、この2月の支給分につきましては10月、11月、12月、1月分の支給が2月に支給されたということで、今年の3月、4月分がまだ支給がなされておられません。これは従来どおり6月の支給月に2月、3月分を支給する必要がございますことから、児童手当の支給事業については2月、3月分の計上をさせていただいたのとそれから、子ども手当支給の関係につきましても同様の考え方でございまして、来年度の2月、3月分については23年度の6月支給ということになりますので、今回予算に計上させていただいた分については子ども手当の支給分が10カ月分、それから児童手当の支給分が2カ月分という計上とさせていただいております。ご案内のとおり、子ども手当については中学校終了までの子供の保護者に対して、子供1人当たり1万3,000円の支給となっているところでございます。

次に、ページをめくっていただいて77ページの保育所費の関係でございますが、22年度は3億1,617万2,000円の予算を計上させていただいたところでございます。3保育所1分園、入所児童の見込みが297人となっております、これらに係る所要の経費を計上させていただいたところでございますが、新たに耐震診断の業務委託として350万円を盛り込んだ予算として計上させていただいております。

次に、少し飛びますが82ページ、保健衛生費の保健事業費でございます。

保健事業費では、対前年度比較555万9,000円余りの増額とさせていただいておりますが、事業項目の最下段のその他健康診査事業、これは住民基本健診でございますとか各種のがん検診、あるいは肝炎ウイルス等の検査、こういったものを計上させていただいておりますが、22年度は新たに女性特有のがん検診250万円、これを追加をいたしております、こういったものの要因によつての対前年度比較増額となるところでございます。

次に、84ページでございますが、この予防費につきましては前年度から発生をいたしております新型インフルエンザの対策事業、主に予防接種の関係でございますが、引き続き予算措置を490万円講じることといたしております。

それから85ページの事業項目、新エネルギー導入促進事業の関係でございますが、102万円を計上いたしたところでございます。これにつきましては太陽光発電の関係でございますが、1キロワット当たり3万円の補助金ということで、通常一般家屋に設置されるのは3.4キロワットということのようでございますので3万円掛ける3.4キロワット、これは10万2,000円になるわけですが、これの10戸分を計上させていただいたものでございます。なお、助成の上限については5キロワット、15万円といたしておると

ころでございます。

その下の診療所費の対前年度6,700万円余りの減額の関係でございますが、これにつきましては老人保健施設に10月から区分分けをいたしておりますので、その関係の減額が主なものでございますし、また、医師確保の奨学金事業ということで月額15万円の1年分180万円を新規計上させていただいたところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、88ページから89ページにかけての労働費の労働諸費の関係でございます。

緊急経済生活支援対策事業2,400万円を計上いたしております。これにつきましては環境パトロール、あるいは観光情報の一元化を行う事業など、11事業に26人の雇用の創出を図ることとして計上をさせていただいております。

次に、少しページが飛びますが、92ページでございます。

農業費の農業振興費の関係でございますが、3,525万円余り対前年度増額となったところでございます。これも町長からの提案説明もございましたように、93ページの上段、事業項目、有害鳥獣対策事業、国の補助事業を導入して積極的に対応していくということで、対前年度より1,550万円余り増額の2,770万円の計上とさせていただいております。

それから、事業項目一番最下段に命の里事業391万9,000円の計上でございますけれども、この事業につきましては、過疎化とか高齢化が進む農村集落を対象にいたしまして、里力再生計画というものをお立ていただく。あるいは、そういった計画に基づく実践活動を支援するというような里力再生事業、これはソフト事業でございますが、これに100万円組まさせていただきましたのと、それから生産基盤の整備や農業機械の導入助成を図るものに291万円を計上させていただいたものでございます。この里力再生事業ソフト事業の関係については和知地内の2地域を予定をいたしておるところでございます。

それから少しページが飛びますが、95ページの農地費、96ページにかけてでございますが、この農地費では対前年度5,734万余りの減額となったところでございます。これにつきましては現在、21年度予算で執行いたしております知野辺の天満宮池の事業が計上なくなったということでの減額が主なものでございますが、事業項目3段目の南丹区域農用地総合整備事業5,524万4,000円の計上とさせていただいております。これは全体事業費が147億円でございますが、これの本町の負担率3.67%をベースに計上させていただいたものでございます。

それから、一つ飛ばして農地保全事業1,009万3,000円でございますが、主に23集落の用・排水路や農道の整備を計上させていただいております。

それから少し飛びますが、100ページでございます。

農業費の農村情報整備事業費でございますが、ケーブルテレビの拡張整備事業の予算を計上させていただいております。21年度の事業に予算計上させていただいたものに比べまして3億3,400万円余りの減額計上ということで、これが主に本年度の一般会計予算の大きな減額の一つの要因になろうかというふうに思っております。

それから103ページでございます。

林業費の林業振興費でございます。ここの事業項目上段から3段目、有害鳥獣捕獲事業の関係でございますが、2,891万6,000円の計上となっております。この部分についてはシカの駆除の1頭当たりの報償単価でございますが、21年度まで1頭当たり1万5,000円といたしておりましたのを2万円に引き上げるもの。それから、従来、わなの免許に支援をしておりますけれども、22年度からは銃器の免許取得に10万円の助成を行う、こういった措置も盛り込んでの予算計上とさせていただいております。それから事業項目最下段でございますが、森林管理道の開設事業3,720万円でございます。和知林道峰線、延長が286メートルの開設事業費を計上したものでございます。この林道につきましては22年度をもって完了の予定となっております。

次に、少し飛ばしていただきまして108ページでございます。

108ページの商工費観光費、事業項目最下段でございますが、先ほど議案の説明もございましたように、特産館「和」の管理運営事業でございます。21年度までは指定管理料800万円でございますけれども、300万減額の500万円で指定をするというものでございます。

次に、112ページでございます。

道路橋梁費の道路維持費の関係でございますが、道路橋梁維持管理事業として2,328万5,000円を計上させていただいております。町内の20カ所の道路修繕を主なものとして計上させていただいたものでございます。それから事業項目最下段、長寿命化修繕計画策定事業でございますが、これは橋梁の点検、30橋梁についての調査点検として520万円の計上をさせていただいたものでございます。

次に、113ページからの道路新設改良事業でございますが、1億9,300万円余りの計上とさせていただいております。

114ページの工事請負費のところでございますが、道路改良工事には9路線、1億2,763万円の計上でございますし、土地の購入費、これが5路線、2,690万、それから物件等の補償費が6路線、1,180万円の計上とさせていただいております。

それから河川費の河川改良費、河川改良事業の4,313万9,000円でございますが、これにつきましては工事請負費の欄1,990万円、河川改良工事でございますが、継続的にやってきました大倉谷川150メートル分の改良事業費を計上させていただいております。この河川改良につきましても22年度で完了予定でございます。

それから115ページの水資源開発対策費、ダム関連対策事業2,696万円の関係でございますが、これの工事請負費480万円につきましてはダム関連対策工事ということで、直下流対策として防災広場の整備を計上させていただいております。それから負担金補助及び交付金の2,000万円でございますが、ダム関連対策事業の負担金は町道の235号のつけかえ町道に係る工事負担として1,140万円でございます。

それからページをめくっていただきまして116ページの都市公園費の関係でございます。

都市公園の整備事業ということで5,820万円計上させていただいております。須知地区において進めておるところでございますが、22年度は主に舗装工事、植栽工事費等を計上させていただいたものでございます。

それから、117ページの住宅費の住宅管理費の関係でございます。

まず、事業項目上段、町営住宅の維持管理事業でございますが1,717万円、これにつきましては進めておりますケーブルテレビ、これの住宅への引き込み工事費といたしまして730万円を新規に盛り込んでの計上とさせていただいております。それから木造住宅の耐震診断事業、これが10戸分、木造耐震改修事業については2戸分を計上させていただいたものでございます。

次に、消防費でございます。118ページでございます。

これの常備消防費の広域消防組合の負担金でございますが、説明欄にもございますように特別分181万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては子ども手当創設に伴う特別分の構成団体からの負担ということでございます。なお、非常備消防費の関係につきましては消防操法訓練大会が本年度開催されますので、その経費が481万5,000円新たに増額となりますほか、消防詰所につきましてもケーブルテレビの宅内工事費、これに210万円を計上いたしたところでございます。

次のページでございますが、120ページから121ページの消防施設費の関係でございます。

防火水槽の設置事業については5基分の計上とさせていただいております。それから消防車両の更新につきましては、ポンプ車1台、小型動力ポンプつき積載車3台の更新として計上させていただいております。

次に、少しページをめくっていただくわけですが、126ページでございます。

教育費の小学校費の学校管理費の関係でございますが、小学校統合準備事業ということで事業項目2段目、1, 220万円余りを計上させていただいております。この経費の内訳につきましては閉校記念誌に388万円余り、それから机あるいは、いす等の備品の購入に346万円、それから敷地内建物の撤去に210万円などの計上でございます。

それから128ページでございますが、これとは別に工事請負費として1, 171万5, 000円計上させていただいておりますが、小学校の設備改修工事に861万5, 000円計上がございます。これにつきましては桧山小と竹野小のプール改修、これに595万円、それから和知小のアスレチックの改修に149万円、それから、ひかり小学校の調整池の改修に116万円余りの合わせました改修工事業費として計上をさせていただいております。

次の129ページの教育振興費の関係につきましては、教育の振興のための児童の扶助事業、あるいは学校評価システム事業、小学校学習支援教員等の配置事業を主なものとして計上をさせていただいております。

次に、130ページからの中学校費の関係でございます。

これもページをめくっていただいて、132ページに出てまいります工事請負費、中学校設備改修工事について少し内訳を申し上げておきますと、蒲生野中学校の消火栓の配管でございますとか校舎の天井の改修に207万円、それから瑞穂中学校の駐輪場の屋根、それから電気配線の改修に90万、それから和知中の校門フェンス、それから防鳥施設、これに189万円の計上とさせていただいております。なお、小学校と同様に教育振興費につきましては、生徒の扶助あるいは語学指導、外国青年招致事業、学習支援教員等の配置、学校評価システム等の予算を主なものとして計上をさせていただいております。

少しページをめくっていただくわけですが、138ページの社会教育費の社会教育総務費、139ページの事業項目最下段に学校支援地域本部事業97万7, 000円を計上いたしておりますが、これにつきましては地域住民による学校教育活動を支援する取り組み、こういったことに予算措置をさせていただいたものでございます。

それから140ページでございますが、公民館費でございます。

公民館管理運営事業といたしまして141ページの工事請負費にも出てまいります。これにつきましては中央公民館の空調設備の改修工事424万円を計上させていただいております。これにつきましては中央公民館の空調設備の改修経費でございます。

以下、文化財保護費、それから保健体育費、学校給食費など経常的に必要な経費を見積もり、計上させていただいたものでございます。

146ページの災害復旧費につきましては、それぞれの突発的な災害に備えるための計上とさせていただきます。

最後に147ページの公債費の関係でございますが、総額で2億3,021万円余り前年度よりも減額の18億1,017万1,000円とさせていただきます。前年度繰上償還ということで元金の繰上償還に係る分を1億7,000万計上させていただきますでしたが、今回は通常償還のみということでございます。しかしながら、1億7,000万を引いたといたしましても5,000万余りは減額になっておるといような状況でございますので、一定繰上償還等を行ってきた効果があらわれてきておるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上、まことに飛ばし飛ばしの説明で恐縮ではございますが、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。なお、予算の附属資料ということで事業ごとのまとめました資料も今回配付をさせていただきますので、ごらんをいただきまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 暫時休憩といたします。午後の開始は1時20分からといたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時20分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伴田住民長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、議案第21号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の事業勘定分について補足説明を申し上げます。

本会計の予算総額につきましては、対前年比2.8%減となる18億3,832万6,000円とすることを願います。

まず、予算編成の前提でございますが、提案理由の説明にもございましたように、22年度の国保税率につきましては昨今の大変厳しい経済情勢に配慮いたしまして、21年度と同率に据え置くこととして予算計上をいたしております。なお、被保険者数につきましては5,126人で算定しております。

また、2点目といたしまして、本年度につきましては平成20年度から開始されました高齢者医療制度の精算が行われ、この精算分につきましては本町におきましてはプラスに働くということになっております。なお、22年度の税制改正といたしまして中間所得者層及び低所得者の負担緩和ということで、課税限度額の4万円の引き上げ及び非自発的失業者の保険税軽減が予定されておりますので、これにつきましても予算に反映をさせていただいたとこ

るでございます。

なお、この非自発的失業者の保険税の軽減でございますが、リストラ等によります失業者、つまり、非自発的な失業者におきまして国民健康保険の被保険者となられた場合に、在職中と比較して保険税の負担が過重とならないように、平成22年度から保険税の軽減策を講じることとされているものでございまして、失業時から翌年度末までの間、前年所得の給与所得を100分の30ということで算定することになっておるものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7枚めくっていただきまして、4ページの歳入をお願いをいたします。

まず、第1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分といたしましては前年度比1,867万6,000円減の3億7,751万9,000円としております。21年度当初予算との比較で大きく減少しておりますのは、主に21年度の本算定時の基準総所得や固定資産税額をもとに算定をいたしたためでございます。なお、退職分といたしましては前年度比80万円の増としております。

次に、5ページ下段の第3款、国庫支出金の療養給付費等負担金と次のページでございますけれども、高額医療費共同事業負担金につきましては歳出に計上いたしました療養給付費等をもとに対象額を算出し、それぞれ計上しておりますが、特に療養給付費等負担金につきましては対象となる保険給付費の増を見込む一方で、後期高齢者支援金でありますとか介護納付金の減額、また、前期高齢者交付金等の特定財源の増加によりまして、結果として1,883万8,000円の減額ということになっております。

次の特定健診等負担金につきましては、特定健診・特定保健指導に係る国の負担金単価に健診や保健指導の見込み数を乗じて計上しておりますが、本年度におきましては集団健診の助成単価が見直しをされまして、101万5,000円の増額ということになっております。

次の国庫補助金の普通調整交付金につきましては市町村の財政の不均衡の是正措置といたしまして、医療給付費等必要額から国・府等の交付金でありますとか給付に見合った標準的な保険税額、これは調整対象収入額と申しますが、これを差し引いて算出をしております。

特別調整交付金につきましては、特別の財政事業に係る交付金ということで説明欄に掲げております経費分を見込んでおりますが、21年度におきましては京丹波町病院において統合系医療情報システム、いわゆる電子カルテ等の整備が行われまして、それに多額の事業費を計上してございました関係で、財政調整交付金全体で5,320万1,000円の減額となっております。なお、この特別調整交付金の説明欄の真ん中ほどに特別事業分ということで（非自発的離職者に係る国民健康保険税の軽減）ということで8万5,000円を記載して

おりますが、冒頭申し上げました非自発的離職者に対する減額分に対する交付ということで調整交付金の措置がなされております。

次に、8ページでございますが、介護従事者処遇改善臨時特例交付金と出産育児一時金補助金につきましては、21年度につきましては、いずれも補正予算で計上した科目でありますことから、それぞれ皆増ということになっております。なお、介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、21年度の介護報酬改定におきましてプラス3%の増額改定が行われたことによる交付金でございますし、出産育児一時金につきましては21年10月以降、緊急の少子化対策として38万円から42万円に4万円増額となりましたが、その2分の1の2万円が国庫補助金ということで交付されるものでございます。

次の第4款、療養給付費交付金につきましては、退職者医療分につきまして被扶養者保険の拠出金を社会保険診療報酬支払基金から受け入れるというものでございますが、21年度当初に見込んでいたほどの保険給付費の減少がなかったということなどから3,923万円の増額となっております。

次の第5款、前期高齢者交付金につきましては65歳から74歳の前期高齢者につきましては医療保険者間の財政調整ということで、被扶養者保険の拠出金を受け入れるものでございますが、22年度の概算分として4億9,567万1,000円と冒頭申し上げました精算分として380万1,000円を見込みまして、21年度比2,555万6,000円の増ということにしております。

次に、9ページの第6款、府支出金の高額医療費共同事業負担金と特定健診等負担金につきましては国庫支出金と同額を計上しております。

次の府補助金の財政調整交付金につきましては国庫補助金と同様、対象費用の保険給付費の増加を見込む一方、前期高齢者交付金等の特定財源の増加によりまして減額となっております。

10ページでございますが、第7款の国保連合会から交付される共同事業交付金の1目、高額共同事業交付金につきましては1件80万円を超える医療費分について、次の保険財政共同安定化事業交付につきましては1件30万円から80万円までを対象に一定額について、それぞれ市町村から持ち寄った拠出金から交付を受けるというものでございますが、事業主体である国保連合会から示された見込み額を計上してございまして、それぞれ22年度におきましては減額ということになっております。

第9款の繰入金につきましては一般会計からの繰入金として各節等、総務省通達に基づく繰り出し基準等により計上してございまして、特に一番上の保険基盤安定繰入金でございます

が、これは一般被保険者に係る分のみでございますけれども、低所得者の7割、5割、2割の軽減に係る保険税軽減分と保険者支援金分ということで、これが大部分ということになっております。

11ページの国保運営基金の繰入金につきましては国保税率の据え置きに伴いまして、21年度とほぼ同じ水準の7,644万4,000円を計上しております。

最後に12ページでございますけれども、一番下の雑入でございますが、496万4,000円の減額となっておりますのは、21年度におきましては老人保健医療費拠出金の精査による返還金があったわけでございますが、22年度におきましては追加拠出が必要となっておりますということでございます。

次に、歳出でございますけれども、13ページの第1款、総務費の一般管理費につきましては保健師の人件費やレセプト点検の嘱託職員賃金、その他事務費を計上しております。22年度につきましては被保険者証の更新年度であるということから印刷費や通信運搬費が増額となっておりますところでございます。

次に、14ページでございますが、一番上の備品購入費でございますけれども、21年度の予算にも計上しておったものでございますが、国保連合会のシステム更新の都合によりまして22年度に延期となったということでございまして、パソコン2台分の費用を計上しております。それからまた次の国保連合会負担金におきましても国保連合会のレセプトオンライン化に係る機器更改の分担金といたしまして127万円を計上しておりますが、これにつきましては全額が国の特別調整交付金で措置されるということになっております。

次の賦課徴収費につきましては主に郵送料でございますが、公用車の車検費用の減でありますとか事業費の精査によりまして71万円の減額としております。

次に、16ページをお願いいたします。

第2款、保険給付費の療養諸費でございますが、まず、療養給付費につきましては21年度の1人当たり医療費の見込み額に3%の伸びを見て推計しておりまして、一般で1,400万円、退職で2,400万円の増としております。療養費につきましては医療費の一定率で推計をし、算定をしておりますが、こちらはそれぞれ減額ということになっております。

次の高額療養費につきましては、いずれも直近の支給額から推計しておりまして、一般、退職とも増額となっておりますが、高額介護合算療養費というものにつきましては21年度の支給見込み額を参考に、それぞれ10万円を計上したというところでございます。

次に、18ページでございますが、出産育児一時金等につきましては1件42万円の20件分で計上しておりますのと、葬祭費につきましては1件5万円の40件分としております。

それから一番下ですが、精神・結核医療付加金につきましては精神障害及び結核医療につきましての自己負担分を給付するというものでございまして、21年度の支給見込み、これは精神分のみでございますけれども、これから推定して計上しております。

19ページの第3款、後期高齢者支援金につきましては現役世代から後期高齢者医療制度への支援金ということで、各医療保険者が4割分を拠出するというものでございますが、冒頭申し上げましたとおり20年度の精算額が差し引かれまして、また、22年度の概算額自体も減少しておりますことから、合計で3、150万2,000円の減額となっております。

次に、一つ飛びまして第4款でございますが、前期高齢者納付金でございますが、これは歳入で前期高齢者交付金をご説明申し上げましたが、この前期高齢者交付金の原資となる納付金には上限が設けられておりまして、上限を上回る部分につきましては国保を含めた各保険者が負担し合うということになっておりまして、その金額を計上しております。

次に、20ページでございますが、中段の第5款、老人保健拠出金につきましては20年度の精算分のみということになっておりますが、22年度は追加負担が必要で、774万6,000円を計上しております。

21ページの介護納付金につきましては、厚生労働省が示す算出方法によりまして所要額を見込んでおりますが、これも精算分によって減額となっております。

第7款の共同事業拠出金につきましては、高額医療費の共同事業に対する拠出金につきまして国保連合会より示された見込み額をそれぞれ計上しております。

22ページでございますが、中段の第8款、保健事業費のうち特定健康診査等事業費におきましては、40歳から74歳までの国保被保険者に対する健診等の費用を一般会計に繰り出しまして、集団健診の方法で行うこととしております。なお、受診見込み者数につきましては、対象者3,642人に対しまして50%の1,822人を目標としております。

次の疾病予防費では無受診世帯への記念品や医療費通知費用でありますとか人間ドック助成金を上げておりますが、この人間ドック助成金につきましては一泊のドックを5人、半日ドックを200人ということで見込んでおります。

また、次のページになりますが、健康増進事業として368万9,000円を計上しておりますが、これは一般会計で実施しているがん検診等につきまして国保被保険者分の費用を国保の保健事業に位置づけるということで、府の交付金対象にするというものでございます。

次の健康管理センター事業費では全体で84万1,000円の増加となっておりますが、受電設備の修繕費でありますとかケーブルテレビの宅内工事費用が増加の要因となっております。

ちょっと飛ばしまして25ページでございますが、下側の償還金及び還付加算金の中ほどの500万円の償還金でございますけれども、国庫負担金である療養給付費負担金の返還を見込んでおるということでございます。

最後に26ページでございますが、中段でございます繰出金でございますが、歳入の特別調整交付金において措置される和知診療所等への繰出金を計上させていただいておるということでございます。

以上、専門的な言葉が多くて、わかりづらい点があると思うんですが、申しわけございませんが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（西山和樹君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 続きますので、私の方から診療所勘定、施設勘定の説明を申し上げたいと思います。

最初に、和知診療所勘定についてでございます。

和知診療所の状況につきましては昨年4月から診療体制を見直すとともに、病床を介護療養型老人保健施設に転換したところでございます。22年度につきましては現体制を継続することとし、予算の前提といたしましては、今年度の状況から外来患者数を1日平均68人、平均診療単価を1万円と見込んで算出したところでございます。また、施設の維持管理経費につきましては、診療所に併設いたします介護療養型老人保健施設の介護特別会計老人施設サービス勘定と案分することとしております。

それでは診療所会計、歳入歳出予算の総額を2億3,370万円とし、病床の転換に伴いまして、前年度と比べまして1億3,049万7,000円の減となっております。

まず最初に、歳入の方から説明を申し上げます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款、診療報酬でございますが、既に病床を廃止しておりますけれども、過年度分の未収金で入院一部負担金に関して分納の誓約をいただき納付していただいております分、過年度分で1万8,000円のみを計上いたしております。

2項の外来収入といたしましては、国保・社保・後期高齢者診療報酬一部負担金、その他の診療報酬を合わせまして1億8,367万円、前年度に比べまして629万円の減となりますけれども、それぞれの保険区分ごとに21年度の状態をもとに算出いたしております。

外来収入のその他診療報酬には健診や予防接種等に係るものを含め、1,197万3,000円を計上いたしております。

2款の使用料及び手数料では、主に在宅医療に係ります交通費と診断書、意見書等の文書

料を計上し、全体で123万5,000円といたしております。

3款の繰入金では、一般会計繰入金4,198万6,000円、前年度より5,898万円の減となっておりますが、病床の老健転換に伴いまして診療所勘定ではなく、介護保険特別会計の老人保健施設サービス勘定で繰り入れを受けることとなっております。ここでは診療報酬等の見込みにより一般会計からの繰り入れによりまして収支の均衡を図る形となっております。

事業勘定の繰入金647万円につきましては、先ほど事業勘定でも説明がございましたが、国保特別調整交付金の僻地診療所運営費としての補助を計上いたしております。

5款の諸収入では、前年度に比較しまして449万5,000円の減額となっております。主な減額の理由といたしましては、昨年度当初予算では医師の研修日を確保した際に代替医師の費用に係る助成金288万円を計上しておりましたが、21年度から研修日が確保できなくなり補正で減額いたしましたことや給食関係の個人負担分、また、テレビカードなどの分につきましては老健施設サービス勘定になりましたことが主な理由でございます。

次に、歳出でございます。

総務費では、施設の維持管理費用と臨時職員の賃金を主なものといたします一般管理事業で3,918万円、職員の人件費として9,083万7,000円が主なものでございます。従来の病棟勤務の看護師と看護助手の人件費が老人保健施設サービス勘定になりましたことから、前年度に比べまして一般管理費全体で8,113万2,000円の減額となっております。賃金につきましては臨時雇用賃金において非常勤医師の賃金1,584万円を主なものといたしまして、臨時職員分を計上いたしております。また、今年度新たに委託料で窓口医事業務の委託に向けて維持業務委託料を計上いたしております。

次に、8ページの医業費ですけれども、前年度の支出見込み額により算出したところですが、主に病棟に係る経費につきましては老健サービス勘定に組みかえをしておりますので、医業費全体で2,235万8,000円の減額となっております。医療用機械器具費では、主に委託料及び使用料におきましてCTや内視鏡ビデオなど医療機器のリース料、保守料を計上いたしております。医療用消耗機材費では、診療材料費、使用料・賃借料では医療用酸素の借上料を主なものといたしております。また、医薬品衛生材料費では、医薬材料費、薬の購入に係る費用として9,000万円、検査委託料として420万円を計上いたしました。給食費につきましては老人保健サービス勘定に移行いたしましたので廃目となっております。

続きまして、歯科診療所勘定の説明に移らせていただきます。仕切りの紙がございますのでお願いいたします。

歯科診療所の状況といたしましては今年度の状況から外来1日平均30人、平均診療単価を7,200円と見込んで予算を組ませていただきました。歳入歳出予算の総額といたしましては7,090万円として、お願いするものでございます。

歳入の事項別明細書3ページをお願いいたします。

1款、診療収入では外来収入といたしまして、それぞれの保険区分ごとに診療単価と患者見込み数から5,769万円として計上いたしております。

2款の繰入金では、一般会計繰入金991万6,000円、事業勘定繰入金269万3,000円とし、国保特別調整交付金の僻地診療所運営費170万円と歯科用デジタルレントゲンの画像表示用端末更新に係ります補助金99万3,000円を見込んでおります。

4ページの4款、諸収入では、前年度に比べまして130万円の減額となっておりますが、これは22年度から臨床研修医の受け入れをやめることから、それに係ります補助金がなくなりますことが主な理由でございます。

次に、5ページの歳出につきまして、5ページ、総務費の一般管理費では、施設管理に伴います一般管理事業と職員、嘱託職員の人件費を主なものとしております。22年度からは臨床研修医の受け入れをせず、常勤医師2名体制での診療となっております。

次に、7ページの医業費です。

医業費では、医療用機械器具費におきまして修繕料と備品購入費で364万4,000円、歯科用デジタルレントゲンの画像表示用端末の更新を予定いたしております。医療用消耗機材費では診療材料に係る消耗品費432万円、医療用衛生材料費では医薬品の購入代72万円と歯科技工委託料540万円を主なものといたしております。

以上、大変簡単ですが、施設勘定の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田住民長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは続きまして、議案第22号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計につきましては20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことによりまして、平成20年3月診療分までの月おくれ請求分など、以前の老健制度での清算を処理するという会計でございまして、本年度で最終年度となる会計でございます。今回、22年度の予算におきましては、この費用といたしまして総額933万8,000円を計上させていただいております。内容につきましては事項別明細書によりご説明を申し上げたいと思います。

4枚おめくりいただきまして、3ページの歳入をお願いいたします。

それぞれ歳出で見込む医療諸費に基づいて計上をいたしておるところでございますが、まず、医療費交付金につきましては各医療保険者の拠入金から交付されるものでございますが、公費負担の残りを支払基金から交付いただくということになるものでございまして、431万1,000円を計上しております。

第2款の国庫支出金につきましては翌年度に精算交付すると、そういう方法がとられております関係で現年度分はございませんで、過年度分といたしまして21年度の精算分として186万5,000円を計上しておるところでございます。

第3款の府支出金につきましては府の負担分でございます12分の1の71万9,000円。

次のページの第4款でございますが、一般会計繰入金につきましては同じく12分の1の町の負担分と先ほど申しました国の翌年度精算分、それからさらに残りの収支バランス分といたしまして233万5,000円を計上させていただいております。

次に、1枚めくっていただきまして歳出でございますが、第1款、医療諸費でございますけれども、月おくれ請求というのは年々、年を追うごとに減少していくわけでございますが、まれに高額な請求が発生するという場合もございます関係で、21年度の給付実績並みに算定をしておりますので、850万円を計上しておるところでございます。また、医療費支給費につきましては一月当たり1万円ということで12万円としております。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号をお願いしたいと思います。

議案第23号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

ご承知のとおり、後期高齢者医療制度につきましては政権交代に伴いまして廃止が決定しておるということでございますが、平成25年4月には新しい高齢者医療制度が施行されるということでございますけれども、少なくともそれまでの間は本会計も存続するというところでございまして、22年度予算におきましても広域連合の保険料算定等に基づきまして、総額1億8,581万2,000円を計上させていただいております。

概要といたしましては高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、後期高齢者に係る保険料と保険料の軽減に係ります保険基盤安定繰入金というものを徴収、もしくは受け入れをいたしまして、これを広域連合に納めるとそういう収支でございます。なお、本年度から新たに国の特別調整交付金の措置を受けまして、後期高齢者に係る人間ドックの助成事業を行うこととしたところでございます。

細部につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

4枚めくっていただきまして、3ページの歳入をお願いいたします。

まず、後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分につきましては広域連合の保険料算定に基づきまして1億2,323万4,000円を計上しております、うち特別徴収分、天引きでございますけれども9,858万8,000円、普通徴収分を2,464万6,000円としております。21年度と比較して予算額が減少しておりますのは、21年度の当初予算におきましては9割軽減等の特別対策分が盛り込まれていなかったということなどによるものでございます。

なお、保険料率につきましては2年ごとに改定が行われます関係で、また、本町におきましては不均一保険料というものがございまして、その段階的な見直しが行われました関係で、所得割率で0.71%増の7.94%、均等割で1,290円増の4万610円ということになる予定でございますが、本町の平均的な年金収入であります120万円の方で当てはめると、この方につきましては8.5割軽減というそういう軽減がかかるわけでございますが、年間では193円の上昇ということにとどまるということでございます。なお、滞納繰り越し分といたしましては10万円を計上しておるところでございます。

次に、第3款の一般会計繰入金につきましては、事務費分といたしまして318万7,000円、低所得者に対する保険料軽減に係る基盤安定繰入金5,630万円を計上しておるところでございます。

次に、4ページでございますが、一番下の雑入でございますけれども、先ほど申しましたが、広域連合からの助成金として187万6,000円を計上しております。これは本年度から開始します後期高齢者の人間ドック助成事業につきまして、国の特別調整交付金が広域連合を通じて交付されるというものでございます。

次に、5ページの歳出でございますが、第1款、総務費の一般管理費につきましては郵送料や機器保守委託料など事務経費分でございます。また、徴収費につきましては納付書の印刷費でありますとか郵送料、口座振替手数料等を計上しております。

次の6ページの一番上でございますが、広域連合納付金につきましては最初に申し上げましたが、保険料と低所得者に係る保険料軽減分の負担金を広域連合に納付するというものでございます。

次の保健事業費につきましては人間ドックの助成金を計上しておるところということで、助成割合につきましては国保の助成割合と同一にすることが定められておまして、9割の補助ということにしております。半日ドックを30人、一泊のドックを5人ということで見込んでおるところでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） それでは、議案第24号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,386万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと5.1%、8,532万1,000円の増額となります。第4期介護保険事業計画に基づき各種の事業を実施させていただくものでございます。

以降、歳入歳出予算事項別明細書でのご説明とさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入の1款、保険料、1目の第1号被保険者保険料2億6,298万2,000円。内訳といたしましては、年度途中の資格喪失者を含む延べ被保険者を5,807人と見込み、現年度分特別徴収保険料として2億4,505万4,000円。現年度分普通徴収保険料として1,772万8,000円を計上しております。

3款の国庫支出金、1項、国庫負担金では介護給付費負担金2億9,521万6,000円。保険給付費のうち施設介護サービス給付費などの施設等に係ります給付費の15%、居宅介護サービス給付費など、その他の給付費の20%となっております。

4ページをお願いいたします。

2項、国庫補助金、1目の調整交付金につきましては1億4,132万8,000円。保険給付費の8.25%、平成21年度の交付申請ベースでの計上とさせていただいております。2目の地域支援事業交付金1,187万円。内訳は介護予防事業分と包括的支援事業・任意事業分となっております。

4款の支払基金交付金、介護給付費交付金5億1,392万2,000円。保険給付費の30%となっております。

4ページから5ページにかけて5款の府支出金、介護給付費府負担金2億6,153万1,000円。施設給付費の17.5%、その他給付費の12.5%となっております。

7款、繰入金、1項の一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金2億1,413万4,000円。ルール分といたしまして保険給付費の12.5%を一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

2項の基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金、保険給付費の充当分といたしまして準備基金から2,915万7,000円の取り崩しを行うものでございます。2目の介護

従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、第1号被保険者保険料軽減分繰入金369万4,000円。平成21年度からお世話になっておりますが、介護報酬改定に伴います保険料上昇の影響分でございます。

8ページ、歳出の方をお願いいたします。

1款、3項、介護認定調査会費では、本年度22年度から事務の効率化のため認定調査等費及び認定審査会委託負担金を介護認定審査会費に統合させていただきました。円滑な認定調査を実施するための認定調査員の賃金118万7,000円、主治医の意見書作成委託料541万8,000円を計上させていただいておりますのと認定審査会委託負担金といたしまして889万円を計上させていただいております。審査会は本年度も京都府に事務委託させていただくこととしております。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等費、9ページの下の方でございます。合計額といたしまして15億2,660万2,000円。主なものといたしまして1目の居宅介護サービス給付費では5億3,870万6,000円、訪問介護の利用者を月150人、通所介護を286人など見込んでおります。

10ページをお願いいたします。

3目の施設介護サービス給付費は8億6,621万9,000円、介護老人福祉施設への入所168人など見込んでおります。2項の介護予防サービス等諸費の合計は7,709万8,000円。主なものは1目の介護予防サービス給付費6,227万8,000円と5目の介護予防サービス給付費127万2,000円となっております。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

国保の特定入所者介護サービス等費7,885万8,000円。低所得の入所者に対する食事・居室料の限度額を超えた負担分につきましては補足給付をさせていただくものでございます。

13ページをお願いいたします。

3款の地域支援事業費、1目の特定高齢者施策事業費475万3,000円。主なものといたしましては高齢者実態把握事業で、住民基本健診の中で生活機能評価を実施するため一般会計に繰り出しを行うものでございます。2目の一般高齢者施策事業費2,099万5,000円。引き続き各地域でのミニデイサービス事業や生きがいデイサービス事業などの認知症予防事業を実施するものでございます。

14ページから15ページにかけては、2項の包括支援事業・任意事業、2目の任意事業費1,268万5,000円。内訳といたしましては、介護者家族を支援するための介護

用品助成事業に761万3,000円、また、家族の介護力の向上や介護従事者の確保に向け、介護者の底辺の拡大を目指して引き続き地域介護力向上事業を実施することといたしております。

続きまして、サービス事業勘定の概要をご説明申し上げたいと思います。

ピンクのページをめくっていただきまして、歳入歳出の総額は727万3,000円でございます。前年度比6.4%、43万9,000円の増額となっております。

同じく、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入は、1款、サービス収入、1目、居宅支援サービス計画収入が主なものでございます。委託の部分を含めまして、地域包括支援センターが作成いたします介護予防サービスの計画費の収入となっております。

次に、歳出についてでございます。4ページ、5ページをお願いいたします。

2款の事業費、2目の居宅介護支援事業費654万2,000円。要支援者の介護予防の計画策定に係りますサービス事業所への委託料が主なものとなっております。

以上、簡単ではございますけれども、議案第24号の事業勘定分及びサービス事業勘定分の補足の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定について説明をさせていただきます。

昨年10月に開設いたしました介護療養型老人保健施設の運営に係る予算につきましては、21年度は年度途中からの開設となりましたので、補正対応で6カ月分の予算でございましたが、22年度からは通年予算として編成し、歳入歳出予算の総額を1億2,471万円とお願いするものでございます。

なお、配付されております当初予算の概要では、前年度当初予算額をゼロといたしておりますけれども、予算書におきましては補正で新たな勘定を設けた場合も、その勘定としては当初予算として編成しておりますので、前年度当初予算額として表示しておりますことをご理解賜りたいと思います。

22年度の予算の前提といたしましては、主に入所サービスの利用者を平均要介護度3、平均入所者数を15名と見込んで予算を編成したところでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款のサービス収入では介護給付費収入につきまして、居宅介護サービス費収入では要介護者に係る短期入所療養介護の介護報酬分を、2目、施設介護サービス費収入では要介護者

を対象とした入所の介護報酬分を計上いたしております。2項の介護予防費収入では要支援の方を対象としての短期入所療養介護分を見込んでおります。3項、自己負担金収入では入所、短期入所に係ります介護報酬の自己負担分と居住費、食費をそれぞれ見込んでおります。

3款、一般会計繰入金では全体で5,539万3,000円としておりますが、緊急雇用対策に係ります繰入金150万円と後ほど説明いたします歳出予算との均衡を図るために、5,389万3,000円を計上いたしました。

4款の諸収入につきましては、リハビリ通所者等の給食個人負担分やテレビカード代でございます。

次に、5ページの歳出について説明いたします。

1款、総務費では、主に施設勘定及び運営に係ります一般管理事業で846万1,000円、人件費、嘱託職員人件費として9,228万5,000円。そして緊急雇用対策補助金を財源とする一般会計からの繰入金で介護サービス等向上事業といたしまして、介護職員の臨時雇用に150万円を計上いたしております。

7ページの2款、介護サービス事業費では老健施設の運営に係ります必要な診療材料費、医薬材料費、給食業務委託料、検査委託料、機器・物品の借上料等を主なものといたしまして、全体で2,226万4,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西山和樹君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 続きまして、議案第25号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

平成22年度の歳入歳出予算総額を12億730万円とさせていただくものでございます。

地方債につきましては、第2表、地方債によるものでございます。

一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

次に、4ページをごらんください。

第2表、地方債でございます。簡易水道事業でその財源として借り入れを行うことができる限度額を1億7,950万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんのとおりですので、お目通し願います。

先に歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

1 款、水道管理費の一般管理費総額は3億5,003万円でございます。主なものとしましては、人件費で9名分の一般職給料、手当等を見込み、需用費では浄水場などの光熱水費に5,568万円、このほか消耗品、修繕料、医薬材料費等で1,680万1,000円、計7,248万1,000円を前年度実績に基づき計上いたしております。

9 ページの委託料につきましては総額で8,228万4,000円を計上いたしております。主には施設の維持管理委託料としまして5,587万8,000円、水質検査委託料、メーター検針員委託料で1,696万8,000円などとなっております。

次に、工事請負費でございますが、6,820万円を計上いたしております。水道管移設工事では京都縦貫自動車に伴うもの及び農業基盤関連河川改修事業に伴います瑞穂地内の町田橋本設配管工事などで、合計3,740万円といたしております。また、漏水修理、取水・送水ポンプ等の修繕工事などに3,065万円を見込み、予算計上いたしております。

次に、10 ページ、25 節、積立金でございますが、水道事業基金積立金で起債元金償還の充当財源として交付されます府補助金の3,715万4,000円と通常の基金利子を積み立てるものでございます。

次に、2 款、施設費、水道施設費でございますが、1 目、水道施設費、上水道事業としまして丹波・瑞穂統合簡易水道事業費に1億5,497万5,000円を計上いたしております。主な内訳は、測量設計管理業務委託料が600万円、工事請負費としまして、本年度事業実施に至りませんでした戸津川送配水施設工事ほかで5,500万円、負担金補助及び交付金としまして、畑川ダム建設負担金に9,250万円となっております。

11 ページ、2 目、簡易水道施設費、簡易水道事業としまして和知簡易水道事業費に7,134万円を計上いたしております。主な内訳は、委託料が北部地区配水管等の設計業務などに1,300万円、工事請負費としまして北部地区配水管敷設工事や中央系統の流量計設置工事などに5,700万円などとなっております。

次に、12 ページ、3 款、公債費でございますが、長期債償還元金で4億4,299万4,000円を計上いたしております。前年度の通常分の長期債元金4億1,244万5,000円から比較しますと3,054万9,000円、7.4%の増加となります。利子のうち長期債償還利子では1億8,482万5,000円を計上いたしておりますが、前年度当初に比べまして845万6,000円、4.3%の減となっております。

次に、歳入につきましてご説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをごらんください。

1 款、分担金及び負担金、水道事業費分担金としまして546万円を計上しております。

新規加入分担金としまして40件見込んでおります。負担金では水道事業負担金としまして160万円で、開発団地におけます給水工事負担金として20件分を見込んでおります。水道管移設工事負担金としまして400万円を計上しており、畑川ダム関連の木ノ谷導水管移設に伴います負担金を見込んでおります。

次に、2款、使用料及び手数料としまして4億9,056万2,000円を計上いたしております。前年度の使用実績に基づき算定したもので、4月検針5月請求分からはグリーンハイツ区の水道料金を丹波・瑞穂地区の料金体系で見込むとともに、和知地区の料金改定分も見込んでおります。また、過年度分としまして100万円計上をいたしております。

次に、4ページの3款、国庫支出金でございますが、2,503万4,000円を計上しております。前年に比べまして2,099万1,000円の減額といたしておりますが、これにつきましては事業量の減少によるものでございます。内訳としまして、丹波・瑞穂地区の水道施設整備費補助金が1,240万4,000円、和知簡易水道の施設整備費補助金が1,263万円で、補助基本額にそれぞれの補助率を乗じたものを計上いたしております。

4款、府支出金、施設整備費府補助金は3,715万4,000円を計上しております。これは補助対象事業費の10分の1の額を事業年度の翌年から5年間に分けて交付され、後年度から始まります公債費の財源として水道事業基金に積み立てるもので、内訳は、平成17年度から21年度までの補助金分でございます。

次に、5ページの6款、繰入金につきましては、一般会計繰入金で3億2,151万7,000円、基金繰入金で1億4,031万3,000円計上いたしております。繰入金全体では、前年度に比較しまして1,720万6,000円の減少となっております。

6ページの9款、町債でございますが、簡易水道事業債としまして1億7,950万円を計上いたしております。内訳は、丹波・瑞穂地区の上水道事業で1億4,250万円、和知地区の簡易水道事業で3,700万円を予定をいたしております。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第26号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

平成22年度の歳入歳出予算総額を11億3,900万円とさせていただきます。

地方債につきましては、第2表、地方債によるものでございます。

一時借入金としましては、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定めるものでござい

ます。

次に、4ページをお開きください。

第2表、地方債でございます。下水道事業で限度額を4,740万円、資本費平準化債で限度額を1億8,540万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんとおりですので、お目通しを願いたします。

先に歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

事項別明細書8ページをごらんください。

1款、総務費の一般管理費は3,751万1,000円で、職員5名分の人件費を計上いたしております。

次に、2款、下水道費、1項、農業集落排水費、1目、施設整備費は1億4,650万円で、工事請負費としまして京都縦貫自動車道の開設により支障となります市森地区の処理施設を解体し、須知処理施設への接続に向けました管路整備工事1億4,600万円を計上いたしております。

2目、施設管理費は9,960万3,000円で、農業集落排水管理事業に9,571万9,000円、林業集落排水施設管理事業に253万9,000円、簡易排水施設管理事業に134万5,000円計上をいたしております。主なものとしましては、需用費で各施設に係ります光熱水費に2,594万4,000円、委託料では施設維持管理業務委託に2,432万円など、総額で6,318万7,000円を計上いたしております。

次に、10ページの公共下水道費の施設整備費では7,120万円を計上いたしております。主なものとしましては、委託料で測量設計管理業務委託費として下山地区管渠更生工事の実施設業務委託などに500万円、工事請負費では下山地区、グリーンハイツ区内ですが、管渠更生工事費としまして6,280万円、その他管渠移設工事に200万円の総額6,480万円でございます。

次に、12ページの公共下水道施設管理費には9,212万6,000円を計上いたしております。需用費で各施設に係ります光熱水費に1,934万6,000円、施設修繕費に586万5,000円など総額2,741万4,000円、委託料では施設維持管理業務委託に1,745万円、汚泥脱水業務委託に4,295万9,000円など、総額で6,186万8,000円を計上いたしております。

13ページ、3項、浄化槽市町村整備推進施設整備費には1,931万6,000円を計上いたしております。主には工事請負費としまして、浄化槽設置工事で12基分1,616万円となっております。

次に、14ページ、浄化槽市町村整備推進施設管理費には8,602万5,000円を計上いたしております。主には委託料としまして、町管理の浄化槽の清掃委託料及び保守点検委託料に8,179万円となっております。現在、町管理の浄化槽は1,080件で、新たに町管理分としまして新年度で60基を見込んでおります。

次に、15ページ、3款、公債費でございますが、元金で4億1,206万円、利子で1億7,365万9,000円の合計5億8,571万9,000円を計上いたしております。特に、元金におきましては前年度から7,384万1,000円の減となっておりますが、昨年度は繰上償還を行うための予算としまして7,166万円を計上していたものでございます。

次に、歳入につきましてご説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、分担金及び負担金の農業集落排水事業の新規加入分担金が1件で105万円、特定環境保全公共下水道分担金が1件105万円を計上いたしております。浄化槽市町村整備推進事業費分担金は、5人槽の設置5基、7人槽7基の計12基で、これに荷重型の加算分としまして、6基分を合わせて465万円を計上いたしております。

次に、2款、使用料で、農業集落排水使用料は8,756万9,000円、林業集落排水使用料が138万4,000円、簡易排水使用料が91万3,000円、公共下水道使用料が8,188万5,000円、浄化槽使用料が4,443万7,000円といたしております。それぞれ現年度分及び過年度分の見込みとしております。

次に、5ページの3款、国庫支出金では下水道事業費国庫補助金が3,596万1,000円で、特定環境保全公共下水道事業の下山処理区管渠更生工事に係るものが3,200万円、浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金12基分で396万1,000円を見込んでおります。

次に、4款、府支出金ですが、下水道事業費府補助金は97万7,000円で、農業集落排水事業費府補助金15万円、浄化槽市町村整備推進事業費府補助金として82万7,000円を計上いたしております。これらの補助金は公債費に充てるための財源として交付されるものであり、歳出におきまして一部を公債費の財源として充当し、残額は積立金として予算計上をいたしております。

次に、6ページの6款、繰入金につきましては、総額で5億1,480万7,000円としておりますが、農業集落排水事業に2億2,253万円、特定環境保全公共下水道事業に2億3,955万2,000円、浄化槽市町村整備推進事業に5,272万5,000円を

充当することといたしております。

8款、諸収入、1項、雑入で、支障物件移設補償費としまして1億3,080万円を計上いたしておりますが、さきに歳出の方で述べました京都縦貫自動車道開設により支障となります施設の移設工事に係ります公共補償費ということで計上をいたしております。

最後に、7ページの9款、町債でございますが、下水道事業債は2億3,280万円を計上いたしております。内訳としましては、特定環境保全公共下水道事業に3,800万円、浄化槽市町村整備推進事業に940万円、資本費平準化債として1億8,540万円を計上いたしております。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第27号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

本土地取得特別会計につきましては、土地の取得あるいは土地開発基金の運用益を整理する会計として設けているものでございます。

平成22年度歳入歳出につきましては、それぞれ5,993万9,000円とするものでございます。

少しページをめくっていただきまして3ページでございますが、歳入につきましては、この土地開発基金からの利子ということで32万円を計上させていただいております。現在、この土地開発基金の基金残高でございますけれども、21年度末見込みで1億733万円を推計いたしているところでございます。したがって、これの利子を見込んでの計上でございます。それから、一般会計からの繰入金5,961万8,000円を計上いたしております。

次に、4ページの歳出でございますが、この運用益を土地開発基金に積み立てるということで繰出金として32万1,000円、それから土地開発公社からの買い戻しということで和知山野草新生産園用地取得に5,961万8,000円を計上いたしております。取得面積は6,046平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第27号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 議案第28号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計

予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

歳入歳出の総額を389万3,000円とするもので、対前年比8.1%の増となっております。

以下、省略をさせていただいて、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、財産収入といたしまして利子及び配当金ということで、育英基金の利子を11万1,000円計上するものです。

繰入金といたしましては、一般会計繰入金、基金繰入金ともに189万とし、対前年15万円ずつの増ということになっております。

4ページをお願いいたします。

歳出についてですけれども、2款、育英費についてですが、379万8,000円計上するもので、30万円の増となっております。節の19の負担金補助及び交付金についてですけれども、378万円を計上するもので、育英給付金25人分をしております。このことにつきましては、平成21年の当初のつきましては22人を見込んでおりましたけれども、実績といたしまして13人という形になっております。基金条例の施行規則につきまして、在住条件を10年から1年に引き下げを行いまして、見直しを行うことからの増を見込んでおります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議をいただきまして、ご議決賜りますようによりしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 続きまして、議案第29号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

まず、このたびの予算につきましては町長の施政方針等にもありましたところでございますが、特徴的には土曜日運行経費を新たな要素といたしまして計上しておりますことを申し上げておきたいと思っております。

それでは、予算総額でございますが、前年度と比較しまして139万1,000円の減でございます。歳入歳出それぞれの合計額を7,724万7,000円と定めることをお願いしております。また、地方自治法の規定によります一時借入れの最高額を1,000万円と定めることにつきましても、あわせてお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページでございますけれども、歳入予算の重立ったものについてご説明を申し上げます。

まず、1款の運行事業収入でございますが、運賃収入、受託収入合わせまして3,320

万3,000円を計上しております。昨年度に比べまして10万5,000円の減額となっております。算出根拠といたしましては、21年度の一般運賃、また定期券の利用状況による実績見込み、そしてまた22年度におきますスクールバス運行に係る小・中学校の児童生徒の通学見込み数によりまして算定をいたしておるところでございます。

次に、第3款の繰入金では、歳出予算との収支バランスを図る一般会計繰入金といたしまして4,372万9,000円を見込んでおるところでございます。前年度に比べまして124万8,000円の減額としておりますが、この繰入金の考え方といたしましては、地方交付税、基準財政需要額算入分を基本枠とした考え方を持っているものでございます。

次に、第5款の諸収入でございますが、雑入といたしましてJRバス乗車券類の販売手数料、これは売上額の5%相当でございますが、30万円を21年度の決算見込み額から計上をいたしております。

以上が主な歳入予算の説明でございます。

次に、4ページからの歳出予算でございますが、まず、1款、1項、事業費の1目でございますが、運行事業費として本年度は7,380万6,000円を計上させていただきました。前年度に比べまして72万4,000円の減予算としております。この内訳の主立ったものといたしましては、事業項目の運行一般事業としまして土曜日運行への対応経費を見込んでおまして、新たに2名のバス運転士の雇用賃金でございますとか、その運行に伴います燃料費、また修繕料などを新たな要素といたしまして、ここではちょっとわかりませんが、昨年度より753万6,000円増の3,967万8,000円を計上いたしております。

次に、主なものとしましては正職員の運転手に係ります人件費でございますが、この3月末をもって1名が定年退職を迎える関係がございまして、昨年度よりも734万5,000円減の893万6,000円を計上させていただいております。

その他の事業項目の自家用バス管理経費でありますとか嘱託職員等人件費につきましては昨年度と比較しまして若干減少しておりますけれども、ほぼ昨年度並みを計上いたしております。

次に、5ページから6ページにかけましての公債費につきましては、これまでのバス購入に係る起債借入金としまして168万7,000円でございます。これは平成10年度、また平成12年度の2件の許可分でございます。それと利子75万4,000円を計上したものでございます。この利子分につきましては平成10年、それから12年、そして新町になりまして18年、19年、20年度の許可債に関係するものでございます。

以上、議案第29号の町営バス特別会計の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りま

して、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第30号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

今回の当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ145万円とさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページでございますが、本財産区につきましては、財産貸付収入あるいは寄附金、基金の繰入金を主な歳入といたすものでございます。

次に、歳出5ページでございますが、須知地区並びに竹野地区と地区を区分いたしまして、それぞれ先ほど申し上げました歳入を財源といたしまして、財産区の管理会の運営並びに財産の管理を行うものでございます。須知地区については99万円、竹野地区については42万円を計上いたしております。

以上、議案第30号の説明とさせていただきまして、次に、議案第31号 平成22年度京丹波町高原財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出につきましては、それぞれ23万7,000円とするものでございます。

これもページをめくっていただきまして事項別明細書でございますが、歳入といたしましては、寄附金を主なものとして計上させていただいております。

次のページのこれらを財源といたします歳出につきましては、財産区管理会の運営、あるいは財産管理に総額22万7,000円の執行を予定するところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第30号の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（野村雅浩君） 私からは議案第32号から議案第35号までの桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

いずれの財産区におきましても歳入は土地貸付料、松茸採取権収入、基金利子などの財産収入が中心で、歳出は財産区有財産の管理と財産区住民団体への助成を中心にして、例年どおりの考え方に沿った予算計上となっております。

各予算の主なものにつきましては順次、予算書の事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、議案第32号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は総額を1,580万円とするもので、前年度に比べまして20万円の減となっております。

事項別明細書3ページからの歳入では、財産収入の土地貸付料でゴルフ場用地に1,305万8,000円、携帯電話の無線基地用地に15万円、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の工用道路用地に83万2,000円を計上しております。

次に、歳出では、6ページをごらんください。

総務費、財産管理費の委託料で直営林保育作業に320万円、補償補てん及び賠償金で、区への貸付地の貸借による補償として3つの区に対し、計32万8,000円を計上しております。

7ページの諸費では、負担金補助及び交付金で、各区の山林高度利用に対する補助金として420万円を計上しております。

桧山財産区は以上でございます。

続きまして、議案第33号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は総額690万円とするもので、前年度に比べ30万円の増となっております。

事項別明細書3ページからの歳入では、財産収入の土地貸付料として携帯電話事業者8区、個人などに対するもの546万7,000円を計上しております。また、財源不足が生じるため基金繰入金として84万7,000円を計上しております。

次に、歳出ですが、5ページをごらんください。

総務費、財産管理費の委託料で直営林の保育作業に30万円、6ページの補償補てん及び賠償金では、区への貸付地の貸借による補償として317万円を計上しております。

梅田財産区は以上でございます。

続きまして、議案第34号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は総額を400万円とするもので、前年度に比べ20万円の減となっております。

事項別明細書3ページからの歳入では、財産収入の土地貸付料として8区に対するもの63万円を計上し、また、財源不足が生じるため基金繰入金173万9,000円を計上しております。

次に、歳出の6ページですが、総務費、財産管理費の委託料で財産区有林の境界明示、境分け作業など山林管理関係の委託料に計35万円、諸費の負担金補助及び交付金で三ノ宮地域振興会をはじめ財産区住民団体に対して計83万円の補助金を計上しております。

三ノ宮財産区は以上でございます。

最後に、議案第35号 平成22年度京丹波町質美財産区特別会計予算は総額を330万円とするもので、前年度に比べ10万円の減となっております。

事項別明細書3ページからの歳入では、財産収入の土地貸付料として7区に対し141万

4, 000円、3法人に対し134万円を計上しております。

次に、歳出ですが、5ページ、総務費、財産管理費の委託料で直営林の保育作業に80万円、諸費の負担金補助及び交付金で各区の山林高度利用に対する補助金として26万8,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） それでは、議案第36号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計の説明をさせていただきます。

第2条、業務の予定量といたしましては、病床数を一般病床47床とし、入院患者数1日平均37人、年間で1万3,505人を予定いたしております。また、外来患者数につきましては1日当たり病院132人、附属質美診療所15人といたしまして、年間で3万6,612人といたしておるところでございます。

第3条の収益的収入及び支出予定額といたしましては、病院事業収益及び病院事業費用ともに8億5,302万2,000円とするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額といたしましては、資本的収入が1億1,202万2,000円、資本的支出を1億1,964万3,000円とし、支出に対しまして収入が不足する額762万1,000円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

以下省略いたしまして、予算に関する説明書の10ページをお開きください。

最初に、収益的収入についてでございますが、医業収益の入院収益では、一般病床47床、入院基本料13対1の継続、1日平均患者数37名、平均単価2万728円を前提といたしまして、入院収益を2億7,993万1,000円、前年度より289万6,000円の増収を見込んでおります。外来収益におきましては、附属質美診療所分を加えましても全体の外来患者数の見込み減によりまして3億8,285万3,000円、前年度より824万8,000円の減となっております。

また、その他の医業収益では、個室の使用料と公衆衛生活動収益といたしまして予防接種、健診事業等の収益を見込みまして全体で3,825万4,000円、前年度より189万円の増といたしております。医業収益全体といたしましては7億103万8,000円、前年度より346万2,000円の減とさせていただきます。

次に、医業外収益においては、一般会計からの運営補助金については前年度と同額の1億

1, 600万円とし、企業債償還利子相当分2, 793万8, 000円を計上いたしております。また、補助金といたしまして一昨年から京都府と調整を行ってまいりました僻地医療拠点病院の指定について22年度から認められる見込みとなり、僻地診療所であります和知診療所に医師を派遣した場合に、その実績に応じて補助対象となることから週1回、外科医師を派遣することとして、府補助金298万9, 000円を新たに見込んでおります。医業外収益全体では1億5, 198万4, 000円、前年度より81万9, 000円の増といたしております。

次、11ページの収益的支出につきましては医業費用において、給与費では現在の職員数から退職予定の看護師、薬剤師を減じた人数で算定しております。賃金では主に嘱託職員と非常勤の医師、看護師に係る賃金を主なものといたしまして、全体では前年度より52万2, 000円の増で、3億7, 815万6, 000円でございます。

材料費では、病院と附属質美診療所の医薬品に係る費用で、薬品費の2億623万8, 000円を主なものといたしまして、診療材料、給食材料を含め、全体で2億4, 103万2, 000円を計上いたしております。

経費では、ほぼ前年度並みとなっておりますが、その主なものといたしましては診療に係ります検査業務や給食業務のほか委託料で、窓口医事業務及び日直業務に2, 302万9, 000円を計上するとともに、今年度導入いたしました電子カルテシステムの保守料を新たに含んで、全体で1億4, 536万7, 000円といたしております。

13ページの減価償却費では、建物、機械備品の減価償却費5, 431万7, 000円を見込んでおります。

資産減耗費といたしまして、統合小学校の整備にあわせて撤去が必要となります旧瑞穂病院の医師住宅の取り壊しを行いますので、固定資産除却費として99万3, 000円を新たに計上いたしております。

14ページの医業外費用におきましては病院事業債の償還利子2, 793万円を主なものといたしまして、全体で3, 065万2, 000円を計上いたしました。

次に、15ページの資本的収支につきましては、起債の償還が本格化し、平成28年度までは毎年、約1億1, 000万余りの元金の償還が続く見込みでございます。22年度は償還元金1億1, 002万7, 000円を計上いたしております。この償還元金につきましては一般会計からの出資金により償還に充てております。

また、資本的支出の建設改良費、有形固定資産購入費におきましては更新の必要な超音波診断装置、気管支鏡、自動血圧計等の購入費用を計上させていただきました。21年度は電

子カルテの導入費用がございましたので、前年度に比較して大きく減少いたしております。
なお、超音波診断装置につきましては、国保調整交付金の直診施設整備分といたしまして1
99万5,000円の補助金を見込み、計上させていただいております。

資本的収入1億1,202万2,000円、資本的支出1億1,964万3,000円と
して、支出に対して収入が不足する額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補てんす
ることといたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第36号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計の
予算説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） それぞれご苦労さまでございました。

お諮りいたします。

議案第20号 平成22年度京丹波町一般会計予算から議案第36号 平成22年度国保
京丹波町病院事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会
を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第36号は、15人の委員で構成する予算特別委員会を設
置し、これに付託して審査することに決定しました。

書類を配る間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1
項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思いま
す。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり
選任するに決しました。

本会議終了後に予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時01分